令和８年度　第３回豊中市男女共同参画審議会

日時：令和８年(2026 年)10 月 21 日(水)　10 時～12 時
ＷＥＢ会議システム「Ｚｏｏｍ」を使用し開催
事務局：豊中市生活情報センターくらしかん体験学習室

議　事　次　第

（１）前回審議会の振り返りについて　　…資料１

（２）前回審議会以降の取組について　…資料２

（３）第３次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて…資料３

（４）その他

資料

・次第
・資料１　令和８年度第２回豊中市男女共同参画審議会振り返り
・資料２　第２回豊中市男女共同参画審議会以降の取組みについて
・資料３　第３次豊中市男女共同参画計画　審議会検討案

資料１

令和８年度第２回豊中市男女共同参画審議会振り返り

○ 計画の趣旨・位置づけ・考え方等について

基本的視点の内容を中心にご意見をいただいた。

(1)「男性にとっての男女共同参画」の記載について

- 「男性にとって生きやすい社会」という表現について、この項目において男女共同参画の目的が男性だけを対象としているように受け取られないような記載とする配慮が必要。
- DV・ハラスメントの背景にあるジェンダー規範や支配関係についても丁寧に記載することが望ましい。

(2)幼少期からの人権教育について

- 意識形成に関する記載について、「幼少期に形成される」という表現では限定的に受け取られる可能性があるため、人権教育や男女共同参画の学びは生涯を通じて継続されるものであることが伝わることを記載することが望ましい。

○ 指標改定案について

- 成果指標及び目標値について、現状値から大きく離れた目標設定について見直しが必要ではないか。
- 計画として目指すべき方向性を示すために、一定の目標設定も必要ではないか。
- ワーク・ライフ・バランスに関する指標は、共働き世帯とそうでない世帯では状況が大きく異なる。属性別に分析できる調査も必要ではないか。
- 乳がん・子宮がん検診の受診率については、職場健診や隔年受診など実態を踏まえた分析が必要である。
- 新たに設定した指標については特に意見なし。最終目標年度の記載漏れについては標記する。

資料 2

令和 8 年度第 2 回豊中市男女共同参画審議会以降の取組みについて

１．これまでの取組みについて

①9 月 16 日（水）第 2 回豊中市人権行政推進連絡会議開催（書面会議）

・庁内の課長級を対象に、計画の位置づけやめざす方向、男女共同参画に関する現状や課題について踏まえ作成した改定検討案について意見をいただく目的で実施

（案件）

（１）第３次豊中市男女共同参画計画中間見直しについて

（２）その他

②9 月 8 日（火）計画の中間見直しにかかる各部局における取組状況のヒアリング実施

・現行計画における各部局の取組み状況や今後 5 年間の取組みについて把握するため実施

ヒアリング実施課（38 所属）…人事課、職員課、経営戦略課、危機管理課、産業振興課、くらし支援課、地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿社会政策課、長寿安心課、健康推進課、健康危機対策課、医療支援課、保険相談課、こども政策課、こども事業課、こども安心課、こども支援課、児童発達支援センター、子育て支援センターほっぺ、公立こども園地域子育て支援センター、おやこ保健課、子育て給付課、住宅課、学校教育課、青少年交流文化館いぶき、教職員課、教育センター、学務保健課、児童生徒課、社会教育課、学び育ち支援課、教育総務課、こども援助課、学校施設管理課、すてっぷ、国際交流センター

③9 月 30 日（水）第 2 回豊中市人権行政推進本部会議開催（書面会議）

・庁内の部長級を対象に、推進連絡会と同様に改定検討案について、ご意見をいただく目的で実施

（案件）

（１）令和 7 年度(2025 年度)第 3 次豊中市男女共同参画計画改年次報告書(案)について

（２）第３次豊中市男女共同参画計画の中間見直しについて

他案件あり

２．今後の予定について

今後の策定スケジュールは以下のとおりとなっております。

令和 8 年 10 月～11 月	庁内照会実施
令和 8 年 11 月 18 日	第 4 回男女共同参画審議会開催
令和 8 年 11 月	男女共同参画審議会答申
令和 8 年 12 月	人権行政推進本部会議開催
令和 8 年 12 月～令和 9 年 1 月	パブリックコメント実施
令和 9 年 1 月	豊中市人権行政推進連絡会議開催
令和 9 年 2 月	人権行政推進本部会議開催
令和 9 年 2 月	計画改定版公表

資料３

第３次豊中市男女共同参画計画

（中間改定検討案）

令和９年(2027年)〇月

豊　中　市

目　次

Ⅰ　計画の改定にあたって 1

１　計画改定の趣旨 1
２　計画の位置づけ等 2
３　計画の期間 3
４　計画の進行管理 3
５　世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向 4
６　第３次計画における取組みの状況と課題 7

Ⅱ　計画のめざす方向 11

１　基本理念 11
２　基本目標 11
３　基本的視点 11
４　重点的に取り組む施策 13
５　施策の体系 14

Ⅲ　施策の展開 16

基本目標１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する 16
１　人権意識の育み 18
２　人権としての性の尊重 19
３　表現における人権の尊重 20
４　男女共同参画を推進する教育・学習の推進 21
５　男女共同参画の理解の醸成 23
６　男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供 25
推進のための指標 26
基本目標２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する 27
１　政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大 31
２　多様な働き方への支援 33
３　ワーク・ライフ・バランスの推進 35
推進のための指標 38
基本目標３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する 40
１　エンパワーメントへの支援 42
２　さまざまな困難を抱える人々への支援 45
３　生涯を通じた健康支援 48
４　防災・災害対応時における男女共同参画の推進 49
推進のための指標 50
基本目標４　あらゆる暴力を根絶する 51
１　ＤＶを許さない社会づくり 54
２　相談体制の充実 56
３　ＤＶ被害者の保護および自立支援 58
４　関係機関等との連携・協力 61
５　あらゆる性暴力への対策の推進 62
推進のための指標 64

Ⅳ　計画の推進 65
1　人権行政推進本部 65
2　人権行政推進連絡会議 65
3　ＤＶ防止ネットワーク会議 65
4　男女共同参画審議会 66
5　男女共同参画苦情処理委員会 66
6　男女共同参画推進センター 66
7　配偶者暴力相談支援センター 66
8　男女共同参画に関する調査・研究 66
9　市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働 67
10　国、大阪府、他市町村との連携 67

Ⅰ　計画の改定にあたって

1　計画改定の趣旨

国においては、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画（第1次）」を策定して以降、5年ごとに計画の改定を行いながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組みが推進されています。それらの取組みはジェンダー平等に向け一定の成果をあげているものの、国際的にみると、令和8年（2026年）9月に発表された「ジェンダーギャップ指数（GGI:Gender　Gap　Index）」で、日本は145か国中117位と依然として低いレベルにあります。

また、令和8年（2026年）3月に閣議決定された「第6次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画の推進は、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（ウェルビーイング）の実現に資するものであることや、ジェンダー主流化を推進しあらゆるステークホルダーが連携して取り組んでいくことが必要であることなどが言及されています。

本市においては、平成15年（2003年）に「豊中市男女共同参画推進条例」を制定後、「豊中市男女共同参画計画」の策定を経て、平成23年（2011年）に「豊中市DV対策基本計画」を、平成24年（2012年）に「第2次豊中市男女共同参画計画」、さらに、令和3年（2021年）には、「女性活躍推進法に基づく推進計画」及び「DV対策基本計画」を包含する「第3次豊中市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、コロナ禍を経た現在においても、配偶者や交際相手等の親密な関係にある者からの暴力（DV）や孤立、貧困等困難を抱える人の課題は複雑・多様化しています。そのため、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（改正DV防止法）や「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行され、DV被害者の保護に係る制度の拡充をはじめ、女性が日常生活又は社会生活を営む上で、直面するさまざまな困難に対する支援の強化が図られています。さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が延長され、男女間の賃金差異の改善や女性の健康への支援及びハラスメント対策の強化など、女性が安心して就業し、意欲的に働き続けることのできる環境の整備をより一層推進することが求められています。

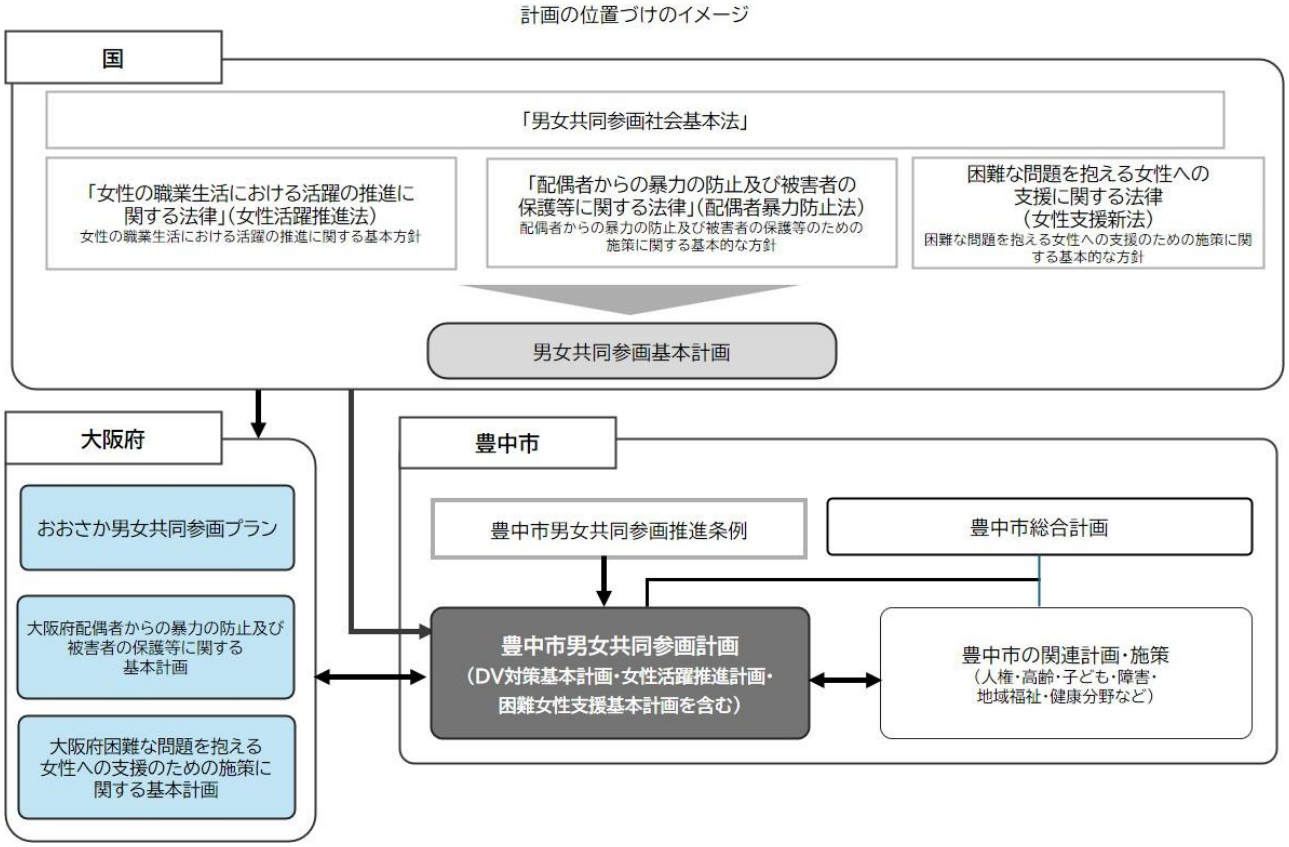
今回の改定では、上述の経過や社会情勢、国・大阪府の男女共同参画に関する計画、本市計画の進捗状況と課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、「豊中市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を新たに位置づけるとともに、若年層や男性を対象とした取組み、女性の就労継続や活躍を支える取組みの充実を図ります。あわせて、計画の実効性を確保するため、庁内関係部局の役割及び責任の明確化を図りながら、分野横断的な連携のもと、施策を総合的かつ計画的に推進します。

今後も、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、誰もが社会のあらゆる分野に対等に参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業者、地域等あらゆるステークホルダーと連携を図りながら取組みを進めます。

2　計画の位置づけ等

- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第９条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- 本計画は、「豊中市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、市が男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたって、男女共同参画の推進に配慮する際の指針となるものです。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第６条第２項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画（ＤＶ対策基本計画）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第８条第３項に基づく市町村基本計画（困難女性支援基本計画）を含む計画です。
- 本計画は、「豊中市総合計画」を上位計画とし、各種計画との整合性を持つものです。
- 本計画は、国の「第６次男女共同参画基本計画」および「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030）」を踏まえて策定するものです。

計画の位置づけのイメージ



ＳＤＧｓと豊中市の取組みについて

ＳＤＧｓの全17の目標分野について、「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての目標達成において必要な条件であるとされており、本計画においても、あらゆる施策にジェンダー視点を取り入れ、ジェンダー平等の実現をめざします。

また、本計画では「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」とともに、「目標３　すべての人に健康と福祉を」、「目標４　質の高い教育をみんなに」、「目標８　働きがいも経済成長も」、「目標10　人や国の不平等をなくそう」、「目標16　平和と公平をすべての人に」の６分野を中心に、すべての目標に関わる施策内容を含んでいます。



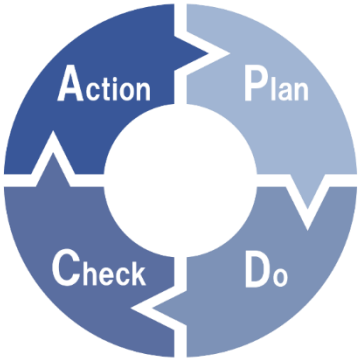
３　計画の期間

本計画は、第３次豊中市男女共同参画計画（令和４年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）までの10年間）について、社会情勢の変化を踏むまえて令和８年度(2026年度)に見直し、改定しました。

４　計画の進行管理

計画の達成度や取組みの進捗状況を的確に把握･評価するため、ＰＤＣＡサイクルに基づき、指標を活用しながら、より効果的な計画の推進に資するための進行管理を行います。また、重点的に取り組む施策を設定し、各指標と連動させることで、計画の効果的な推進、進行管理を図ります。

施策の取組み状況については、市長の附属機関である豊中市男女共同参画審議会で確認を行うとともに、豊中市人権行政推進本部において進行管理を行います。その結果については、ホームページなどで公表し、計画的な事業の推進を図ります。



５　世界・国・大阪府の男女共同参画に関する動向

（１）世界の動向

昭和50年(1975年)の国際婦人年に開催された第１回世界女性会議において、女性の地位向上をめざして各国の取るべき措置のガイドラインを示すものとして採択された「世界行動計画」を契機に、女性の地位向上と男女の平等のための取組みが各国で展開されることとなりました。昭和54年(1979年)には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)が国連で採択されました。

平成７年(1995年)には第４回世界女性会議が北京で開催され、国際的な男女共同参画の取組みの規範となる「北京宣言・行動綱領」が採択されました。その後、５年ごとに過去５年の進捗と課題を世界全体で振り返る取組みが行われており、北京宣言の採択から25周年となる令和２年(2020年)には「第64回国連女性の地位委員会」(北京＋25)が開催されました。「北京＋25」では、北京宣言と北京行動綱領の履行の重要性が再確認されたとともに、ジェンダー平等の達成を阻害する構造的課題や、差別的慣習、とりわけHIV/AIDSを罹患した女性や、先住民族女性、障害のある女性や、移住女性、高齢女性等が複合的な差別に直面し、その脆弱性が増大していることに危惧が示されました。

平成23年(2011年)には、女性と女児の権利を促進するため、国連の４つの機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「ＵＮ　Ｗｏｍｅｎ」が発足しました。

また、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では2016年から2030年までの国際目標として17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が設定されました。ＳＤＧｓの17のゴールのうち、５つめには「ジェンダー平等の実現」が掲げられているとともに、すべての目標達成において必要不可欠であることが示されました。

令和５年(2023年)６月には、「Ｇ７広島サミット」に合わせて「Ｇ７栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントに関する「Ｇ７ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられています。

また、翌年の国連「未来サミット」において「未来のための協定」が採択され、平和と安全、持続可能な開発、気候変動、デジタル協力、人権、ジェンダー、若者及び将来世代、グローバル・ガバナンスの変革など、広範な課題が示されました。

（２）国の動向

わが国では、少子高齢化や人口減少の進行、働き方やライフスタイルの多様化などを背景に、男女共同参画及び女性活躍の推進を重要な政策課題として位置付けています。

令和２年(2020年)に「第５次男女共同参画基本計画」が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生活上の困難を抱える人への支援、防災・復興分野における男女共同参画の推進などが重点的に進められてきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用で働く女性への影響やＤＶ・性暴力被害、孤独・孤立の問題の顕在化や、女性への包括的な支援の必要性の高まりを踏まえ、令和６年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。この法律では、本人の意思を尊重しながら、福祉、就労、住まい、子育て等にわたる包括的かつ継続的な支援を行う新たな支援体制の構築が進められています。

また、だれもが仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる社会の実現に向け、令和６年(2024年)には、「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、育児期の柔軟な働き方の推進や介護離職防止に向けた取組が強化されました。さらに、令和７年(2025年)には「女性活躍推進法」が改正され、企業における男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表の拡充など、働く場における男女共同参画と女性活躍の推進が図られています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、令和５年(2023年)の刑法改正により不同意性交等罪の創設や性交同意年齢の引上げなどが行われたほか、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」に基づき、被害者支援や予防教育の充実が進められています。また、同年のＤＶ防止法改正では保護命令制度が拡充されるなど、性暴力やDVの被害防止及び被害者保護の強化が図られています。

こうした社会情勢の変化や制度改正を踏まえ、国は令和８年(2026年)年３月に「第６次男女共同参画基本計画」を策定しました。同計画では、男女が個性と能力を十分に発揮できる持続可能な社会、人権と尊厳が尊重される社会、仕事と生活の調和が実現する社会、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込む社会をめざす姿として掲げ、男女共同参画社会の形成に向けた取組を更に推進することとされています。

（３）大阪府の動向

大阪府では、「大阪府男女共同参画推進条例」（平成14年(2002年)施行）に基づき、男女共同参画施策を総合的に推進してきました。令和３年(2021年)には「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025)」を策定し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力の根絶、多様な困難を抱える人への支援等に取り組んできました。

また、多様性を尊重する社会づくりに向け、令和元年(2019年)に性の多様性に関する府民の理解増進を図る条例を施行し、令和２年(2021年)には「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。その後、同様の制度を実施する自治体との連携を進め、制度利用者の転居に伴う手続の負担軽減を図るなど、性的マイノリティへの理解促進と生活上の支援に取り組んでいます。

女性に対する暴力の根絶に向けては、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026)」に基づき、ＤＶの未然防止、相談・保護及び自立支援、子どもの安全確保、若年層への啓発、関係機関の連携強化等を進めています。さらに、令和６年(2024年)には困難女性支援法に基づく大阪府基本計画を策定し、市町村への女性相談支援員の配置促進、支援関係者への研修、支援調整会議の開催、市町村や民間団体との連携等により、女性本人の意思を尊重した包括的かつ継続的な支援体制の整備を進めています。

こうした社会情勢や国の制度改正等を踏まえ、令和８年(2026年)３月に「おおさか男女共同参画プラン（2026-2030)」を策定しています。同プランでは、「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と「ＳＤＧｓの推進によるジェンダー視点の主流化」を横断的視点とし、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性別にかかわらず自分らしく働ける環境づくり、多様な立場の人々が安心して暮らせる環境整備等を重点目標に掲げています。具体的には、女性の登用や人材育成、男性の家事・育児・介護への主体的参画、仕事と育児の両立、ハラスメント対策、青少年の性被害防止、ライフステージに応じた健康支援、ドーンセンターの機能強化等を進めることとしています。

さらに、令和７年(2025年)の大阪・関西万博では、ウーマンズ パビリオンや関連イベント等を通じ、ジェンダー平等と女性活躍に関する取組が国内外に発信されています。大阪府は、そのレガシーも生かしながら、市町村や関係機関等との連携のもと、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、安心して暮らせる社会の実現をめざしています。

6　第３次計画における取組みの状況と課題

第３次計画の基本目標に沿って、令和４年度(2022年度)から令和８年度(2026年度)までの男女共同参画に関する主な取組みの状況や課題について整理しました。

基本目標１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

【取組みの状況】

- 豊中市男女平等教育推進協議会において、学校をはじめ、市、教育委員会、関係機関が連携しながら、男女平等教育啓発電子教材「With you」の作成・活用について検討を行い、若年層に対するジェンダー平等教育の推進に向けて取り組みました。
- すてっぷでは市内学校を対象に「とよなかすてっぷジェンダー平等教育推進助成事業」(主に性教育）と「デートＤＶ防止出前講座」を実施し、からだと性に関する正しい情報を提供しました。
- 性的マイノリティの人権問題をテーマに出前講座を実施しました。令和６年度(2024年度)より豊中市独自の「豊中市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始しました。
- 市の男性職員の育児休業取得率向上の取組みとして、令和４年度(2022年度)より、所属長に対し、男性職員から配偶者等の妊娠・出産の申し出があった場合、育児休業制度の周知および休業の取得意向の確認のための面談を義務付けました。

【今後の課題等】

■男女共同参画の理解の醸成には、子どもの発達段階に応じたジェンダー平等教育や意識啓発のための取組みや、若年層、子育て世代を対象とした講座の開催など、対象を明確にした啓発や、地域へのアウトリーチ活動を継続していく必要があります。

■あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、多種多様な機会を、媒体を活用して啓発に取り組むことで意識改革につなげていく必要があります。

■ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するために、庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を引き続き進めていく必要があります。

■男性職員の育児休業取得率については大幅に上昇しているものの、更なる取得率の向上と取得日数の増加に向けた取組みを進めていく必要があります。

基本目標２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する

【取組みの状況】

●政策・方針の立案・決定過程への女性の参画を促進するため、審議会への女性委員の参画状況を調査し、公表しました。また、性別にかかわらず能力や資質に応じた管理監督職等への登用を進めています。

●働きやすい職場環境を整え、市内の事業所で働く女性たちが能力を十分に発揮し活躍できる職場づくりを促進するため、セミナーの実施や専門家派遣事業などを実施するとともに「豊中市女性活躍推進事業者認証制度」を開始しました。

●男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、父親対象の講座や展示を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

【今後の課題等】

■審議会等への女性委員の登用を引き続き進めるとともに、「豊中市特定事業主行動計画」の適切な推進を図り、市政等にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。

■女性活躍に向けた取組みは、企業等がそれぞれ主体的に取り組むことが重要であることから、経営者や管理職層の意識改革につながる啓発等を行うとともに、女性活躍推進事業者認証制度の運用により事業者の取組みを推進していく必要があります。

■男性の家庭・地域への参画促進について、広報・啓発を進めていく必要があります。

■男性の多様な働き方に対する家族・職場などの周囲の正しい理解の促進に向けた広報・啓発・環境づくりを進めていく必要があります。

基本目標３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

【取組みの状況】

●すてっぷでのグループ相談会では、同じ悩みを抱える相談者同士が分かち合い、前を向くためにできることを考える機会を設けました。

●さまざまな困難を抱える人々への支援として、多機関で連携して支援に取り組んだことで、切れめのない支援に取り組みました。また、人権政策課では令和６年度(2024年度)より「女性総合相談支援窓口」を開設し、さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談や伴走型支援を実施しています。

●検診未受診者へ勧奨ハガキ送付による受診勧奨やＳＮＳでの受診啓発のほか、イベント時にチラシ配布等啓発しました。

●すてっぷでは、出前講座「避難所運営ゲーム(ＨＵＧ)」や、防災イベントを実施し、災害時のジェンダー課題が平時のそれとリンクしていることについて情報提供を行いました。

【今後の課題等】

■困難を抱える女性への支援が法制化され、女性が直面するあらゆる問題について総合的に対応する必要があるため、引き続き、困難を抱える人を対象とする各種相談窓口と連携し、支援の必要な方へ安心・安全な居場所の提供など、支援の充実を図っていく必要があります。

■男女が互いの身体について正しく理解するとともに、特に女性はその心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があるため、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組む必要があります。

■見落とされがちな災害時の女性の問題について、自主防災への取組みや避難訓練においての男女双方の視点・性的マイノリティに配慮した運営の推進、継続的に防災に関する展示など情報発信等の啓発を行っていく必要があります。

基本目標４　あらゆる暴力を根絶する

【取組みの状況】

- 毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープル・オレンジリボン展を実施し、ＤＶの種類が分かるリーフレット等の配布を行っています。
- ＤＶ相談専属の相談員を配置し、緊急時の相談をはじめ、関係課や関係機関との連携や同行支援、被害者の自立に向けての適切な助言を行いました。
- ＤＶ被害者や同伴家族の住民基本台帳の閲覧制限に関して、被害者に関する情報管理の徹底を図りながら意見付与を行いました。
- 他自治体が豊中市に情報提供することに被害者本人が同意した場合、事前に情報共有をしてもらうことで、被害者本人が豊中市に来られて速やかに安心、安全に新しい暮らしがスタートできるように支援しています。
- 女性に対する暴力防止月間だけでなく、デートＤＶ防止出前講座も含め若年層に対する啓発なども積極的に行っています。

【今後の課題等】

■令和７年度(2025年度)実施の市民意識調査によると、受けた行為を暴力と認識していない（していなかった）人が一定割合いることから、相談体制の充実や啓発活動の充実について引き続き取り組む必要があります。

■被害者の特性を踏まえ対応ができるよう、大阪府の実施する専門研修やDVネットワーク会議での研修会等を通して関係機関の連携強化や相談員のスキルアップに取り組む必要があります。

■被害者が地域で安心して生活できるように必要な手続きについて、引き続き情報提供や各課との連携、同行支援を通して支援を行っていく必要があります。

■支援調整会議や他自治体との連携を密にし、被害者本人が新しい土地で安心して安全な生活ができるようそれぞれのケースに応じた適切な支援を進めていく必要があります。

■若年層に対する啓発の範囲を幅広い世代へあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行っていく必要があります。

Ⅱ　計画のめざす方向

１　基本理念

本計画は、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会の実現」をめざすものです。

２　基本目標

本計画の基本理念である「男女共同参画社会を実現」に向けて必要となる取組みの柱として、以下の４つの基本目標を設定します。

なお、基本目標２「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」は「豊中市女性活躍推進計画」、基本目標３「すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」は「豊中市困難女性支援基本計画」、基本目標４「あらゆる暴力を根絶する」の一部は「豊中市ＤＶ対策基本計画」として位置づけます。

１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する
２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する
３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する
４　あらゆる暴力を根絶する

３　基本的視点

４つの基本目標を達成するため、７つの基本的視点を踏まえて、関連する施策・取組みを推進していきます。

（１）互いの人権の尊重

一人ひとりの人権の尊重は、すべての施策の基本であり、最も重要な視点です。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく性差別は社会のさまざまな場面で存在するとともに、女性やこどもをはじめとしたあらゆる人への暴力は重大な人権侵害です。また、性的指向および性自認の多様性に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現させていかなければなりません。「自他ともに尊重する感覚」は、その後の人格形成や社会性に大きな影響を与えることから、幼少期からの人権教育は非常に大切です。

一人ひとりが生涯をとおして、あらゆる機会・場で、継続的に人権尊重の理念に対する理解を深めていくことが重要です。

（２）固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現や女性の活躍を阻害している背景の一つには、社会通念や慣習などに根強く残る固定的な性別役割分担意識があります。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く、特に年代が高くなるほどその傾向が見られます。また、男女間に存在する身体的・社会的・経済的な力関係の差異を背景とした、ＤＶやセクシュアル・ハラスメントなども生じる場合もあることから、男女共同参画と人権尊重への理解を深めていくことは重要です。性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消をすべての施策の基盤として取組みを推進していく必要があります。

（３）男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画をさらに推進するためには、男性の意識変革はもとより、家庭・地域活動に参画しやすい環境の整備、事業所への意識啓発、相談支援の充実を図る必要があります。

男性自身が、「男らしさ」や「男はこうあらねばならない」という意識や男性中心型労働慣行などにとらわれ、育児・介護休業を取りづらい、家庭・地域活動に参画できない、心身の健康を損なうといった問題も顕在化しています。男性にとっても生きやすい社会をつくることは、男女が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合いながら、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現する上で、極めて重要です。

（４）すべての人が活躍できる社会・環境づくりの推進

社会に大きな変化が想定される中で、すべての人が希望に応じたさまざまな働き方、学び方、生き方を選べるようになること、そして、働き方や暮らし方の変革によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、女性の活躍の推進は、女性自身の自己実現とともに、社会の持続可能性の向上につながります。

すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持っている力を引き出すことへの支援をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の活躍の推進などを通じ、男女共同参画を推進することが重要です。

（５）安心して暮らせる社会・環境づくりの推進

未婚・単独世帯の増加、少子高齢化社会の進行などにより、人口減少社会が本格化していきます。これから人口構成とともに世帯構成も大きく変化する一方で、平均寿命と健康寿命が延伸し、人生100年時代を迎えようとしています。

コロナ禍を経て、顕在化した新しい課題に対して、男女共同参画の視点に立った地域包括ケアシステム・豊中モデルの取組みを中心に、社会の大きな変化に対応し、安心して暮らせる社会・環境づくりにつながる施策を進めることが重要です。

また、防災の推進については、大規模災害時の被災者支援においても女性や要配慮者のニーズを配慮した対応が十分に浸透しているとは言い難い状況であることから、平時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が必要です。

（６）困難な問題を抱える女性への支援

社会が大きく変動する中で、生きること、生活することに困難さを抱える人は増加しています。また、男性と女性では、異なった社会的・経済的な影響を受けており、女性であることにより、さまざまな困難な問題に直面することもあります。

こうした背景のもと多様化・複合的な困難を抱える女性に対して、居場所の提供など民間団体との協働といった視点も取り入れた、きめ細やかな支援に取り組むことが重要です。

（７）市民・地域・事業者等の多様な主体の協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市はもとより市民、地域、事業者、グループ・団体、関係機関等が、自発的・主体的な取組みを継続的に進めるとともに、多様な主体が目的・目標を共有し、連携・協働して取組みを展開していくことが重要です。

そのためには、本市で培われてきた「市民力」「地域力」やこれまでの取組みを活かすとともに、「すてっぷ」を協働の拠点と位置づけて積極的に活用し、男女共同参画の視点に立った取組み、仕組みづくりなどを展開することが重要です。

４　重点的に取り組む施策

本市における「男女共同参画社会の実現」に向けて、本計画に関連する取組みの基盤となり、本計画の推進をしっかりと下支えする施策や、より積極的に対応すべき施策を「重点的に取り組む施策」として設定します。

なお、それぞれの「重点的に取り組む施策」には★印と番号を付加し、各基本目標の指標と連動させています。

5　施策の体系

基本目標	基本課題	施策の方向	
基本目標１ 人権尊重と男女共同参画への意識を改革する	1　人権意識の育み	1）人権意識の高揚をめざす啓発の推進★1	
	2　人権としての性の尊重	1）性と生殖に関する互いの意思の尊重 2）性に関する学習機会の充実 3）性的マイノリティの人権尊重	
	3　表現における人権の尊重	1）市の刊行物の表現への配慮 2）メディア・リテラシーの向上 3）文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮	
	4　男女共同参画を推進する教育・学習の推進	1）幼少期からの男女共同参画の推進★2 2）若年層に対するジェンダー平等教育の推進★3 3）男女共同参画を推進する学習活動の充実	
	5　男女共同参画の理解の醸成	1）男女共同参画の周知・啓発の推進 2）男性に対する男女共同参画の推進★4 3）市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実★5 4）地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実 5）男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し	
	6　男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供	1）男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進 2）男女別統計による統計調査の充実	
基本目標２ あらゆる分野での女性の活躍を推進する	1　政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	1）市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★6 2）事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大★7 3）地域・団体等における女性の参画拡大 4）女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進	女性活躍推進計画
	2　多様な働き方への支援	1）働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供★8 2）女性の就労支援★9	
	3　ワーク・ライフ・バランスの推進	1）事業所による働き方改革の推進への支援★10 2）仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充 3）仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進 4）男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進 5）市役所における男女共同参画の推進	

★は P13 に示す重点的に取り組む施策

基本目標	基本課題	施策の方向	
基本目標３ **すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する**	1　エンパワーメントへの支援	1）子ども・若者の生きる力を育むための支援 2）女性の就労支援★9（再掲） 3）就労に必要な能力の習得支援 4）政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実 5）エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり 6）エンパワーメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進	
	2　さまざまな困難を抱える人々への支援	1）生活上の困難を抱える人々への支援★11 2）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★12 3）複合的な問題を抱える女性への支援★13 4）人権侵害の相談・救済の充実 5）包括的な支援体制の構築・強化 6）相談員の資質の向上	困難女性支援基本計画
	3　生涯を通じた健康支援	1）女性の健康対策の推進 2）一人ひとりの健康づくりの支援	
	4　防災・災害対応時における男女共同参画の推進	1）男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進	
基本目標４ **あらゆる暴力を根絶する**	1　ＤＶを許さない社会づくり	1）ＤＶ防止に関する啓発と早期発見に向けた支援★14	ＤＶ対策基本計画
	2　相談体制の充実	1）安心して相談できる体制づくり★15	
	3　ＤＶ被害者の保護および自立支援	1）緊急時における安全の確保 2）自立支援の充実	
	4　関係機関等との連携・協力	1）関係機関・民間団体等との連携・協力	
	5　あらゆる性暴力への対策の推進	1）セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援 2）ストーカー等の防止および被害者支援 3）児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援 4）あらゆる暴力根絶のための啓発の推進	

★は P13 に示す重点的に取り組む施策

Ⅲ　施策の展開

基本目標１　人権尊重と男女共同参画への意識を改革する

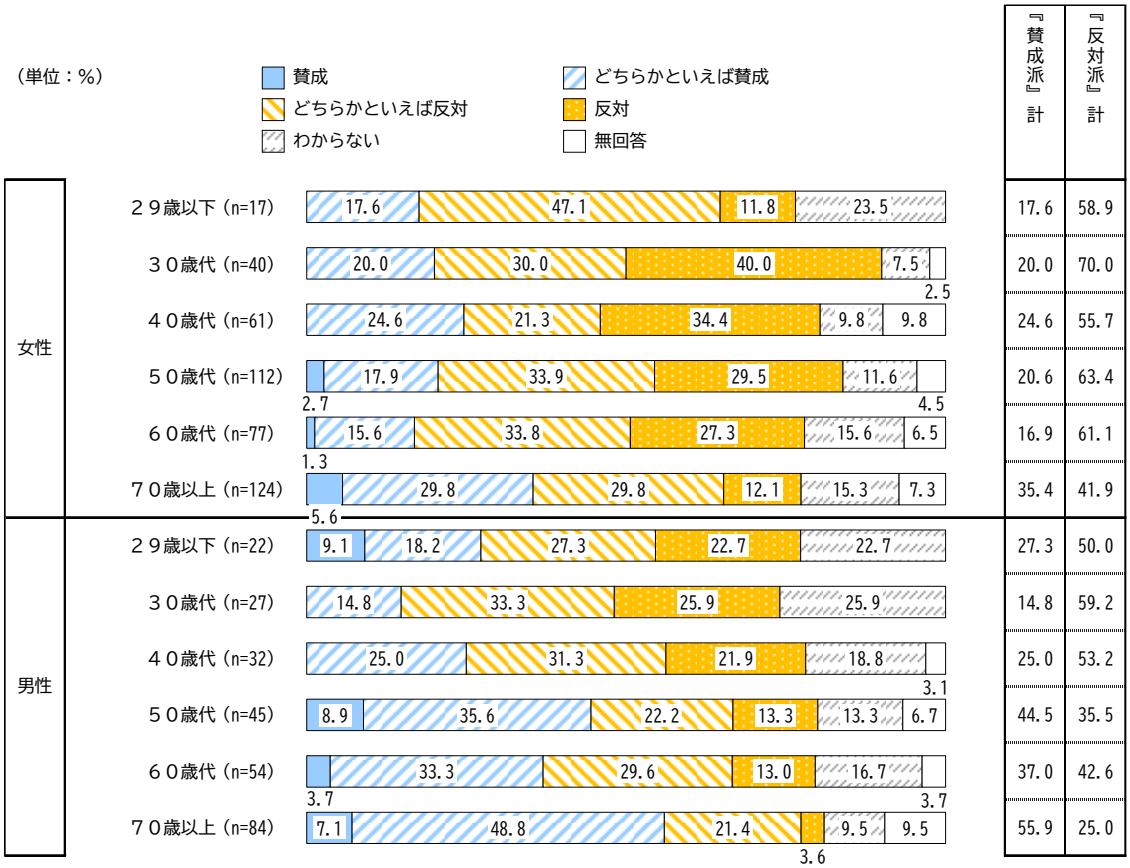
性別にかかわりなく誰もが個性と能力を発揮して自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識によるさまざまな場面での不平等や、性的マイノリティに対する偏見などを取り除き、一人ひとりが互いの人権を尊重しあうことが大切です。

本市では、固定的な性別役割分担にとらわれない意識は浸透してきているものの、固定的な性別役割分担について男性では女性より賛成派が多く、また、年代が高くなるにつれて賛成派が多くみられるなど、いまだ十分ではありません。また、多くの市民は、ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティにとって生活しづらい社会であるという意識を持っており、性の多様性理解の促進や支援のためには、職場や学校等における理解や相談窓口の設置、悩みや情報が共有できる居場所づくりが多くなっています。【図表1-1、1-2、1-3】

このような状況を踏まえ、性別や性的指向、性自認などによる差別が起きないよう、互いの人権を尊重し合う意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の意識を育むための教育・学習や広報・啓発活動を行い、人権尊重と男女共同参画への意識改革に取り組みます。

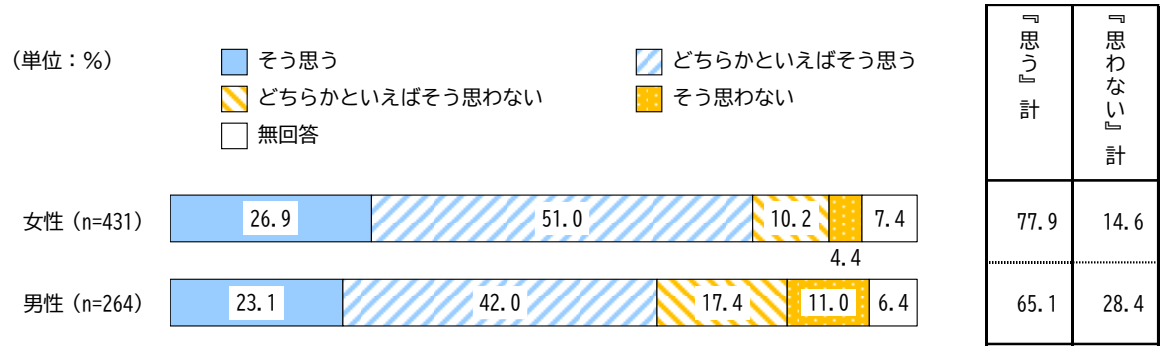
また、特に、次世代を担う子どもたちや若年層、固定的な性別役割分担意識が強く残っている傾向がある男性には、効果的かつ積極的なアプローチを図り、人権尊重と男女共同参画への意識の改革に取り組みます。

【図表 1-1　性・年齢別の性別役割分担意識】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

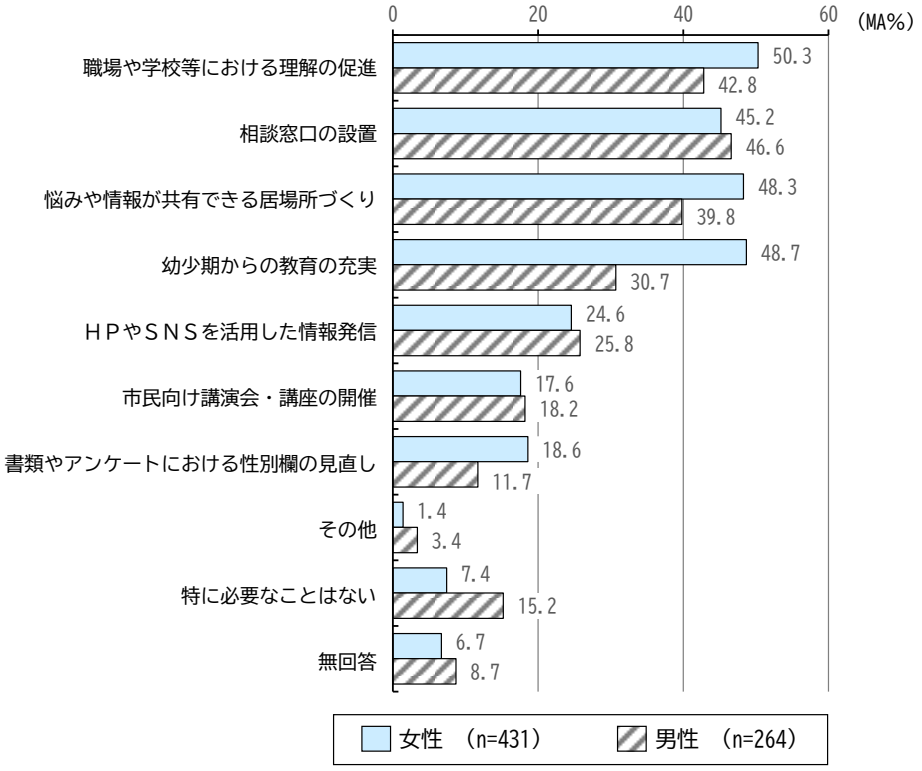
【図表 1-2　ＬＧＢＴをはじめとする性的少数者にとっての社会の生活のしづらさ】



『思う』計	『思わない』計
77.9	14.6
65.1	28.4

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

【図表 1-3　性の多様性理解の促進や支援のために必要だと思うこと】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

1　人権意識の育み

一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、互いの人権を尊重する意識をもつことは、男女共同参画社会の実現に向けたすべての施策の基本となります。

互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うために、それぞれのライフステージに応じた、人権意識を高め理解を深めるための教育・啓発に取り組みます。

1）人権意識の高揚をめざす啓発の推進【重点的に取り組む施策 ★1】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1111	展示や講座の開催など、多様な機会、媒体を活用し、あらゆる人々の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ 人権平和センター、公民館
1112 （1421）	教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。	学校教育課

2　人権としての性の尊重

性別や性的指向、性自認に関わりなく、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現は、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

一人ひとりが性に対する正しい認識と理解を深め、性の多様性を認め合うことができるよう、啓発や学習機会の提供、相談支援等を通して意識の醸成に取り組みます。

1）性と生殖に関する互いの意思の尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1211 （3311）	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。	すてっぷ、健康危機対策課、おやこ保健課

2）性に関する学習機会の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1221	あらゆる世代に向けて、性と生き方について考えるための講座等、学習機会を提供する。	すてっぷ
1222	発達段階に応じて、ジェンダーやからだの発達、性的コミュニケーションなどを含む包括的性教育に取り組むとともに、性に関する悩みについて気軽に相談できる環境づくりを進める。	児童発達支援センター、こども事業課、学校教育課、健康危機対策課、おやこ保健課

3）性的マイノリティの人権尊重

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1231	ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティの人権尊重が浸透するための庁内および地域、学校等に向けた学習機会の提供や啓発、情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、人権平和センター、学校教育課、公民館、おやこ保健課、こども政策課、健康危機対策課
1232	教育・保育の場において、性的指向および性自認に基づく差別が起きないよう、子どもや職員の性の多様性に関する理解を深め、差別のない環境づくりに向けて取り組む。	学校教育課
1233 （3224）	ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、豊中市パートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが相談できる場を推進する。	人権政策課、医療支援課、こども安心課

３　表現における人権の尊重

インターネットを利用したメディアの普及が進み、情報を発信・入手する手段が多様化する一方で、それらの中には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を助長する表現等もみられます。

情報を発信するにあたって、その内容や表現が人々の価値観や意識の形成に影響を与える可能性があることを踏まえ、人権や男女共同参画へ配慮した表現となるよう取り組みます。

また、ＳＮＳ等が普及している背景を踏まえ、メディアを通じた情報の発信・受信について正しい理解を深められるよう、メディア・リテラシーの向上のための取組みを推進します。

１）市の刊行物の表現への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1311	各種刊行物の作成・配布に際し、「表現のガイドライン」を活用するなどし、男女共同参画を推進する表現となるよう配慮する。	人権政策課、広報戦略課

２）メディア・リテラシーの向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1321	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシーの向上を図るため図書・資料等情報の収集、提供を進める。	人権政策課、読書振興課
1322	男女共同参画の視点によるメディア・リテラシー向上のための教育、学習の機会を提供する。	すてっぷ、 国際交流センター、 学校教育課、公民館、 教育センター

３）文化創造・表現活動における男女共同参画への配慮

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1331	文化創造・表現活動においては男女共同参画の視点に配慮するとともに、文化創造・表現活動を通して男女共同参画の推進を図る。	魅力文化創造課

４　男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、次代を担う子どもたちに対して、発達段階に応じて早期から、その理念に触れる機会を継続的に提供することが大切です。また、家庭や保育・教育現場などにおいて、既存の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に子どもたちが影響を受けないよう、家庭や保育・教育現場に対する啓発も重要となります。

子どもたちが男女共同参画への理解を深め、性別に関わりなく自分らしい生き方、進路を選択することができるよう教育・学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を盛り込んだ子育て・家庭教育への支援や、社会教育の推進に取り組みます。

１）幼少期からの男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策 ★2】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1411	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育の企画および実践を進める。	公立こども園地域子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課
1412	家庭における男女共同参画を進めることができるよう保護者への啓発を進める。	すてっぷ、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課
1413	男女共同参画を推進するための幼児教育、乳幼児保育・療育に関わる情報収集と共有化を進める。	すてっぷ、 児童発達支援センター、 こども事業課
1414	男女共同参画をめざす幼児教育、乳幼児保育・療育の研修、研究を推進する。	児童発達支援センター、 こども事業課

２）若年層に対するジェンダー平等教育の推進【重点的に取り組む施策 ★3】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1421 (1112)	教育のあらゆる活動において発達段階に応じジェンダー平等教育を推進する。（再掲）	学校教育課
1422 (2142)	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。	人権政策課、すてっぷ、 学校教育課
1423	ジェンダー平等教育に関する教材の内容や活用方法をはじめ、授業等において同教育を進めるための指導内容・方法について研究を推進する。	学校教育課、教育センター
1424	男女共同参画について教職員の理解が深まるよう、教職員に対する研修を推進する。	学校教育課
1425 (3114)	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。	学校教育課

３）男女共同参画を推進する学習活動の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1431	さまざまなテーマでの学習活動の実施を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、参加者が交流できる機会・場づくりを行い、継続的な活動につなげる。	すてっぷ、学び育ち支援課、公民館、読書振興課
1432	社会教育のあらゆる活動に男女共同参画の視点が貫かれるよう配慮を行う。	スポーツ振興課、社会教育課、公民館、読書振興課
1433	講座や講演会の実施などを通して、男女共同参画の視点による「家庭教育」に関わる学習を推進する。	こども事業課、 学び育ち支援課

5　男女共同参画の理解の醸成

あらゆる世代や立場の人々が固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に対する理解を深めるため、一人ひとりが男女共同参画を自らの問題と捉え、共感できるよう、多種多様な機会、媒体を活用して啓発に取り組みます。特に、男性や、子どもへの教育に携わる教職員に対しては、より効果的かつ積極的なアプローチを図ります。

また、本市が男女共同参画推進の模範となるよう、市職員に対する男女平等意識の向上を図るとともに、地域で活動する団体に対しても男女共同参画に関する理解を深めるよう働きかけます。

なお、男女不平等な社会制度が存在する場合、該当する制度の見直しを国や大阪府に求めるほか、家庭や地域、職場において、男女共同参画社会の実現や女性の活躍の推進を阻害する慣習やしきたりが存在する場合は、見直し、改めていくよう働きかけます。

1）男女共同参画の周知・啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1511	多様な媒体によって、男女共同参画の理解を進める周知・啓発を推進する。	人権政策課、すてっぷ
1512	男女共同参画の理解を深めるために、豊中市男女共同参画推進条例、男女共同参画週間、男女雇用機会均等月間等の周知を図る。	人権政策課、すてっぷ
1513	報道機関に男女共同参画の推進に関わる情報提供をする。	広報戦略課
1514	各種啓発事業に男女共同参画の視点を盛り込むよう配慮を促す。	人権政策課、すてっぷ

2）男性に対する男女共同参画の推進【重点的に取り組む施策 ★4】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1521	男性に届きやすい媒体・機会を活用した情報提供や、男性が参加しやすい講座・イベント等を通じて、男性への理解促進を図る。	すてっぷ、おやこ保健課、人権平和センター、公民館
1522	相談支援を通じて男性が抱える悩みの解決を図るとともに、性別役割分担意識の解消や男性の気づき、意識改革を図るため、男性が気軽に相談できる窓口や機会づくりを進める。	すてっぷ、 人権平和センター

３）市の職員や教職員に対する男女共同参画を推進するための研修の充実

【重点的に取り組む施策 ★5】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1531	男女共同参画の意識を高めるため、市職員、教職員研修を充実するとともに、民間の保育施設などへも働きかける。	人権政策課、人事課、 こども事業課、学校教育課、 教育センター
1532	職場における男女共同参画に関する人権研修を充実する。	人権政策課、人事課、 学校教育課

４）地域団体等に対する男女共同参画に関わる研修の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1541	地域の団体・グループ等に対し、男女共同参画に関わる研修の機会の提供や情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、 人権平和センター、 学び育ち支援課、公民館

５）男女共同参画を阻害する社会制度、慣行の見直し

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1551	男女に中立的でない国および大阪府の制度について把握し、その見直しを国および大阪府へ働きかける。	人権政策課
1552	男女平等や男女共同参画に関わる各種法律について理解し、制度等の活用が可能となるよう学習機会を提供する。	すてっぷ
1553	男女共同参画の視点に立って、市役所や教育の場における男女共同参画を阻害する慣行がないか、常に見直しを進める。	人権政策課、学校教育課
1554	男女共同参画の視点に立って家庭や地域、職場等の男女共同参画を阻害する慣行を見直すための情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ

６　男女共同参画に関わる情報の収集と発信・提供

市民一人ひとりの男女共同参画の意識形成に向けて、男女共同参画に関わるさまざまな情報を収集し、適切かつ効果的な機会、媒体を活用して市民に発信、提供していきます。

また、男女共同参画の実現に向けた取組みを推進するにあたっては、市の状況や課題を適切に把握するために、統計調査の利活用を促進します。

１）男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1611	男女共同参画に関わる図書、資料等の収集、閲覧、貸し出しを行う。	すてっぷ、読書振興課
1612	男女共同参画に関わる展示や情報相談等による情報の加工・提供・発信を進める。	すてっぷ、読書振興課
1613	男女共同参画に関わる情報の収集・加工・提供・発信のため､他の自治体の男女共同参画センターや各種機関と連携、協力を図る。	すてっぷ

２）男女別統計による統計調査の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
1621	男女別統計の必要性の啓発を進め､男女別統計を作成するとともに､男女共同参画の視点を盛り込んだ施策立案の基礎資料として活用する。	人権政策課、すてっぷ

推進のための指標

	指標項目		策定時（令和３年度）	改定時（令和８年度）	目標値（令和 13 年度）
成果指標	人権が尊重されているまちだと思う人の割合	女性	39.5%※1 (R2)	52.9%※2 (R7)	60%以上 (R12)
		男性	40.6%※1 (R2)	53.7%※2 (R7)	
	「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に同感しない（固定的な性別役割分担意識について『反対派』）の割合 ★4	女性	57.7%※3 (R2)	56.2%※4 (R7)	80%以上 (R12)
		男性	42.8%※3 (R2)	39.4%※4 (R7)	
	性的少数者について「言葉も意味も両方知っている」人の割合	女性	58.5%※3 (R2)	64.0%※4 (R7)	80%以上 (R12)
		男性	51.3%※3 (R2)	64.0%※4 (R7)	
	すてっぷの認知度	全体	35.2%※3 (R2)	38.4%※4 (R7)	50%以上 (R12)
		女性	39.1%※3 (R2)	46.6%※4 (R7)	
		男性	29.0%※3 (R2)	25.0%※4 (R7)	
	新市の男性職員育児休業取得率（２週間以上）★5		—	令和8年度より	100% (R11)
	市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得 ★5		92.4%(R2)	98.6%(R7)	100% (R11)
活動指標	男女共同参画を推進する学習講座の参加者数、定員に対する参加率 ★2		1,459人 87%(R2) ※コロナ禍により一時的に参加者数が減少	5,021人 78.0%(R7)	5,000人/年 95%以上
	男女共同参画を推進する学習への男性の参加者数		168 人(R2) ※コロナ禍により一時的に参加者数が減少	232 人/年 (R7)	900 人/年
	すてっぷ情報ライブラリーの年間貸出件数		21,342 件 (R2)	23,203 件 (R7)	25,800 件
	市立小中学校（小学４年・中学１年）におけるジェンダー平等教育啓発教材を使用している学校の割合 ★3		81.3%(R2)	61.8%(R7)	100%
	両親教室参加組数		36 組(R2) ※コロナ禍により開催方法を変更し一時的に参加者が減少	500 組(R7)	520 組

※1　豊中市「豊中市市民意識調査」（令和元年度(2019年度)）
※2　豊中市「豊中市市民意識調査」（令和７年度(2025年度)）
※3　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和２年度(2020年度)）
※4　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和７年度(2025年度)）

成果（アウトカム）指標：
　目的に照らして、どのような成果（アウトカム）が得られたかを表す評価指標。
活動（アウトプット）指標：
　資源を投入し、実施した事業の量（アウトプット）を表す評価指標。

基本目標２　あらゆる分野での女性の活躍を推進する

本市では、基本目標２を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」第６条第２項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置づけています。

男女共同参画社会を実現していくためには、女性の活躍を迅速かつ積極的に推進し、性別に関わりなく、あらゆる分野の活動に参画しやすい環境を整備すること、そして、男女が共に充実した職業生活、その他社会生活、家庭生活を送ることができることが重要となります。また、それらは来るべき「人口減少社会」「人生100年時代」を明るい未来に変えていくことにつながります。

本市では、市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っており、審議会等での女性委員の割合は年々上昇しているものの、現状においても30％台となっています。また、市の課長級以上の職員に占める女性職員の割合も横ばい傾向となっています。【図表2-1、2-2】

令和２年(2020年)の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をみると、大阪府や全国と比較して全体的に低く、特に30～44歳で低くなっています。一方で、現在就労していない母親の約８割は何らかの就労希望を持っている状況がみられました。【図表2-3、2-4】

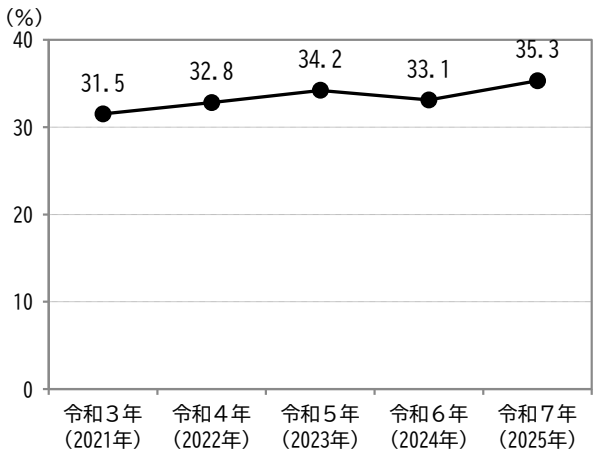
なお、本市の各分野での男女平等感をみると、「政治の場で」「職場で」は、男女とも男性が優遇されていると考える人が多く、「地域活動・社会活動の場で」は、平等と考える人は男性が女性を上回っています。【図表2-5】

また、就業者数及び就業者に占める女性割合は年々増加傾向となっているのに対し、非正規職員・従業員の割合をみると、大阪府や全国に比べても本市の女性の非正規雇用が高くなっています。【図表2-6、2-7】

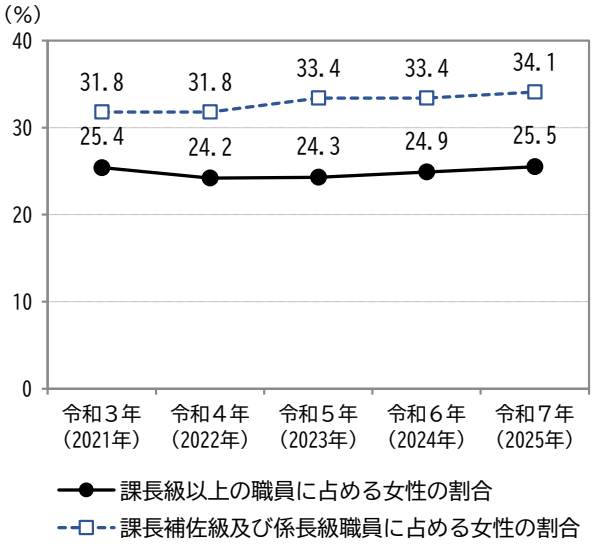
さらに、市民の生活の希望（理想）と現実のギャップをみると、女性では希望する以上に「仕事」または「家庭生活」を、男性では「仕事」を優先せざるを得ない人が多くなっており、男女ともワーク・ライフ・バランスを実現したくても、できていない状況にある人が多くなっています。【図表2-8】

このような状況を踏まえ、さまざまな分野での女性の参画を一層拡大し、多様な働き方への支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みなどを通じて、あらゆる分野での女性の活躍と持続可能で多様性に富んだ社会をめざします。

【図表 2-1　審議会等の女性委員の割合（各年度の基準日　４月１日）】

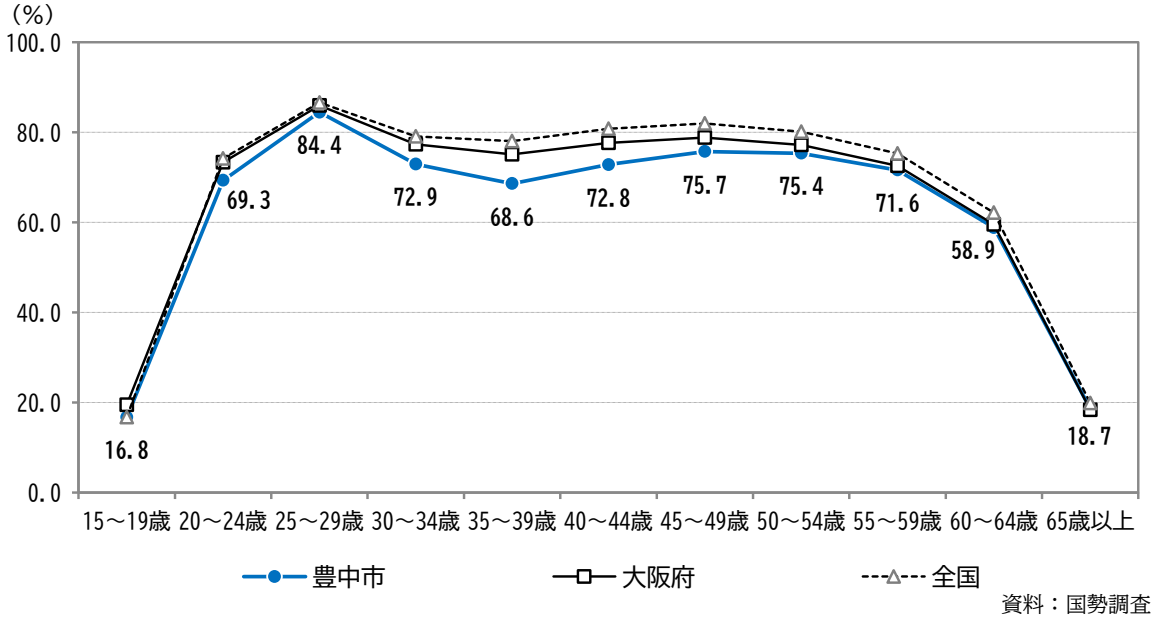


【図表 2-2　課長級以上、課長補佐級及び係長級職員に占める女性の割合】



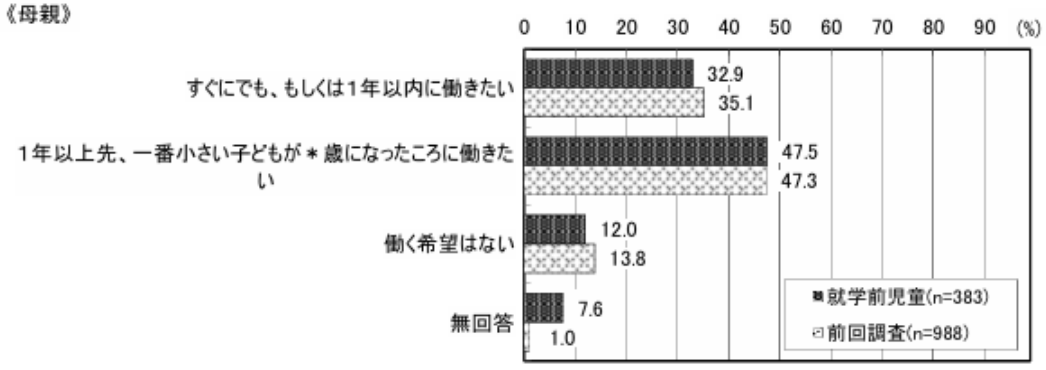
資料：豊中市「男女共同参画計画年次報告書」、「令和７年度豊中市特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況公表」

【図表 2-3：年齢階級別にみた女性の労働力率（令和２年）（豊中市・大阪府・国）】



資料：国勢調査

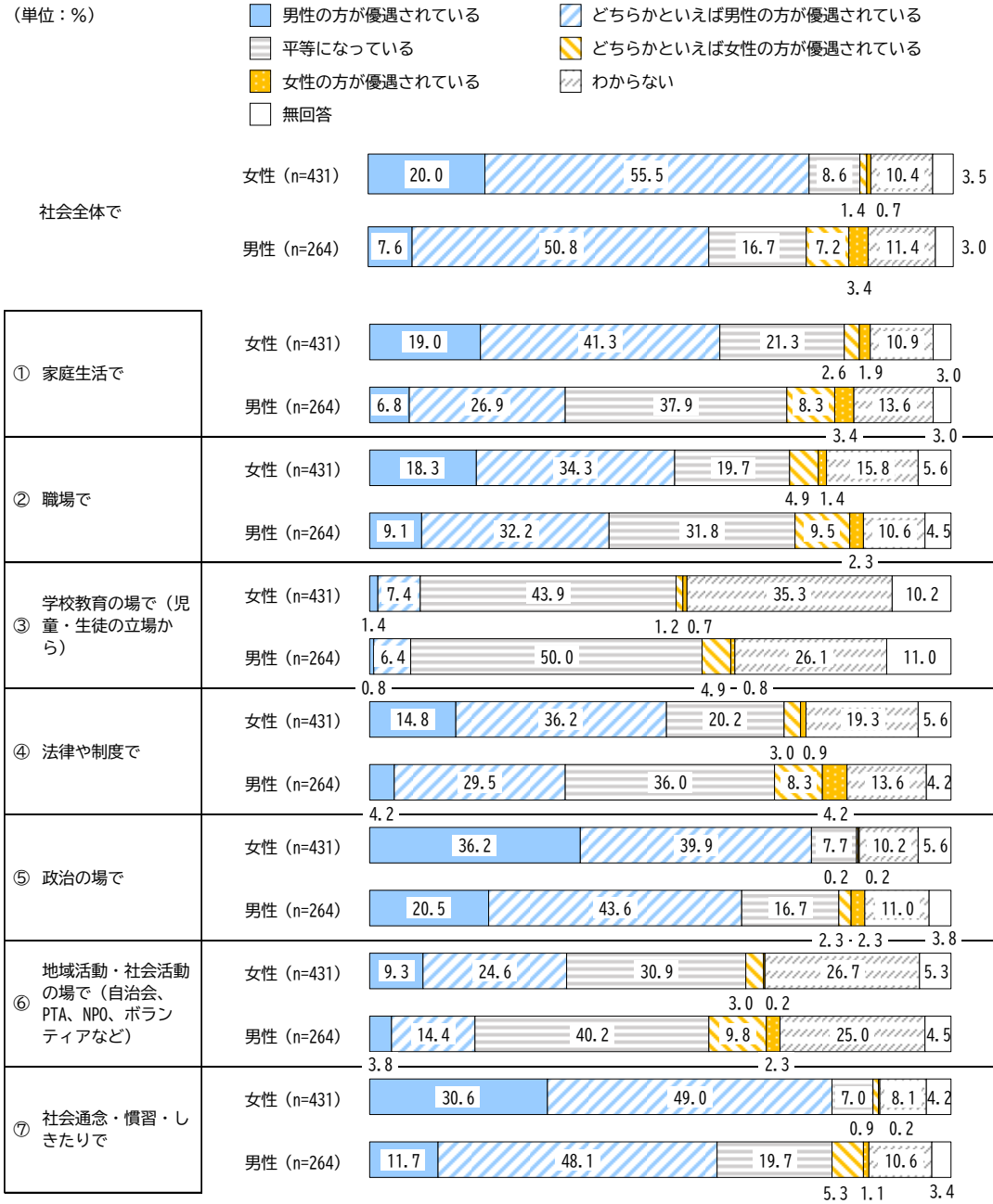
【図表 2-4：現在就労していない母親の就労希望（令和７年）（豊中市）】



資料：豊中市「子育ち・子育て支援に関するニーズ等調査」（令和７年２月）

【図表 2-5　各分野での男女の平等感】

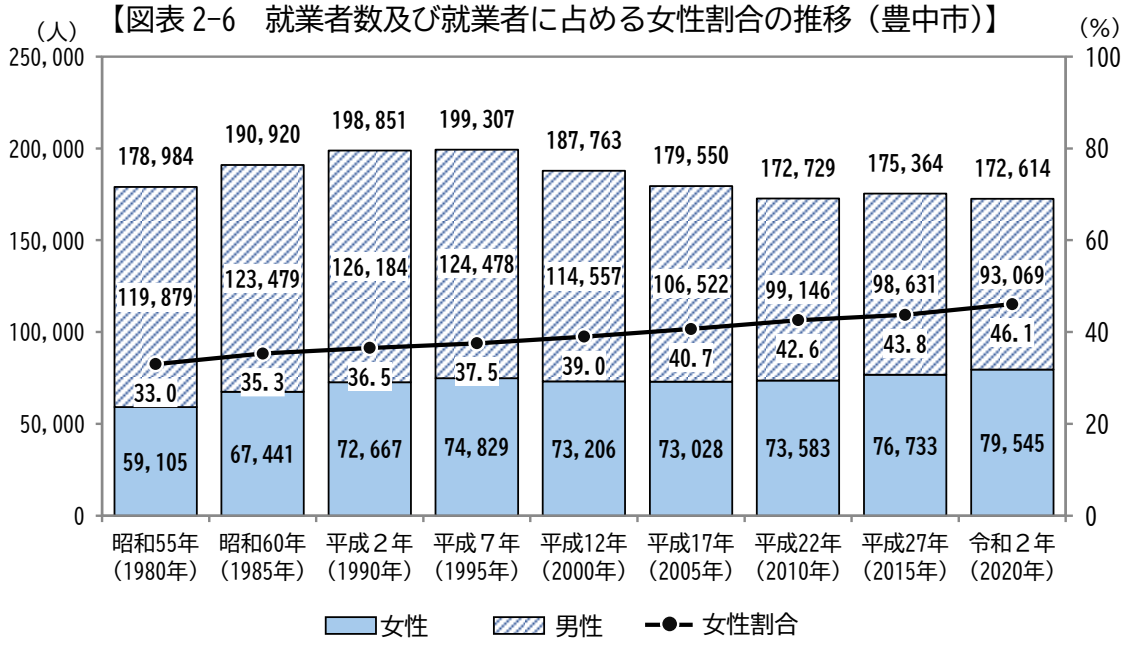
（単位：%）



		男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答	『男性優遇』計	『女性優遇』計
社会全体で	女性（n=431）	20.0	55.5	8.6	1.4	0.7	10.4	3.5	75.5	2.1
	男性（n=264）	7.6	50.8	16.7	7.2	3.4	11.4	3.0	58.4	10.6
① 家庭生活で	女性（n=431）	19.0	41.3	21.3	2.6	1.9	10.9	3.0	60.3	4.5
	男性（n=264）	6.8	26.9	37.9	8.3	3.4	13.6	3.0	33.7	11.7
② 職場で	女性（n=431）	18.3	34.3	19.7	4.9	1.4	15.8	5.6	52.6	6.3
	男性（n=264）	9.1	32.2	31.8	9.5	2.3	10.6	4.5	41.3	11.8
③ 学校教育の場で（児童・生徒の立場から）	女性（n=431）	7.4	43.9	35.3	1.2	0.7	10.2	1.4	8.8	1.9
	男性（n=264）	6.4	50.0	26.1	4.9	0.8	11.0	0.8	7.2	5.7
④ 法律や制度で	女性（n=431）	14.8	36.2	20.2	3.0	0.9	19.3	5.6	51.0	3.9
	男性（n=264）	4.2	29.5	36.0	8.3	4.2	13.6	4.2	33.7	12.5
⑤ 政治の場で	女性（n=431）	36.2	39.9	7.7	0.2	0.2	10.2	5.6	76.1	0.4
	男性（n=264）	20.5	43.6	16.7	2.3	2.3	11.0	3.8	64.1	4.6
⑥ 地域活動・社会活動の場で（自治会、PTA、NPO、ボランティアなど）	女性（n=431）	9.3	24.6	30.9	3.0	0.2	26.7	5.3	33.9	3.2
	男性（n=264）	3.8	14.4	40.2	9.8	2.3	25.0	4.5	18.2	12.1
⑦ 社会通念・慣習・しきたりで	女性（n=431）	30.6	49.0	7.0	0.9	0.2	8.1	4.2	79.6	1.1
	男性（n=264）	11.7	48.1	19.7	5.3	1.1	10.6	3.4	59.8	6.4

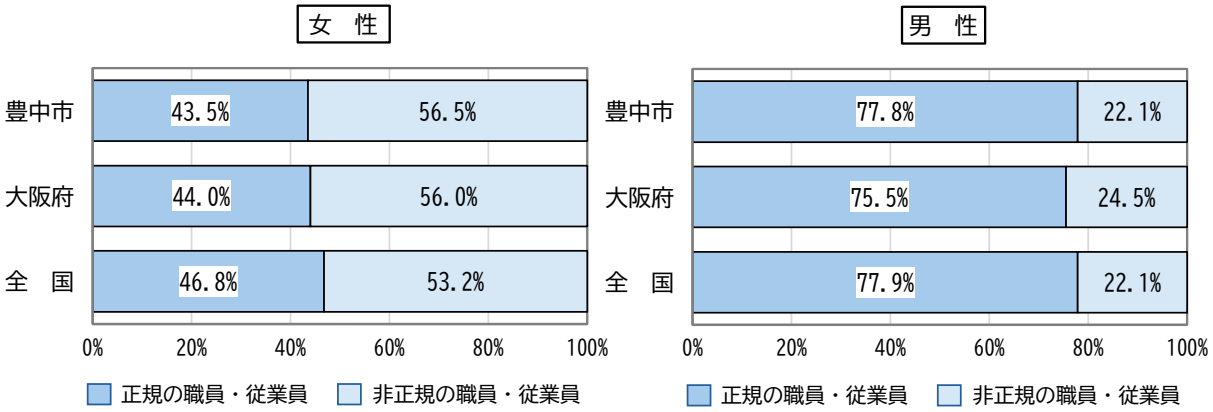
資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

【図表 2-6　就業者数及び就業者に占める女性割合の推移（豊中市）】



資料：国勢調査

【図表 2-7　雇用者（役員除く）における正規・非正規雇用の状況（令和４年）】



資料：総務省「令和４年就業構造基本調査」

【図表 2-8　生活の希望（理想）と現実（希望―現実のスコア差）】

		「仕事」を優先している	「家庭生活」を優先している	「地域・個人の生活」を優先している	「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
全　体		-18.2	-9.7	+1.7	+8.9	+1.1	+3.3	**+13.3**
性別	女性	**-14.4**	**-14.4**	0.0	+7.7	+1.4	+3.9	**+16.0**
	男性	**-23.1**	-3.4	+4.1	**+11.3**	+0.4	+2.6	+9.5

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

1　政策・方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

あらゆる分野での政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に向けて、市が率先して市政等に関わる女性の参画拡大に積極的に取り組みます。

また、事業所・企業や地域団体などとの連携、働きかけなどを通じて、働く場や地域活動などのさまざまな分野において、方針の立案・決定過程への女性の参画拡大に取り組み、女性の活躍の機会の拡大につなげます。

1）市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

【重点的に取り組む施策 ★6】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2111	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、事前協議制度の活用などを通じて審議会等への女性委員の登用を図る。	人権政策課、行政総務課
2112	「審議会等委員の選任に関する指針」の規定にしたがい、審議会等委員の市民公募を行い、女性の登用を促進する。	人権政策課、行政総務課
2113	意見公募手続等の仕組み・機会等を活用し、各種条例、計画、方針決定過程への市民参画を進め、市民意見の把握と反映を行う。	広報戦略課
2114	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、能力や資質に応じ、管理監督職への女性職員、女性教職員の登用を進める。	人事課、教職員課、 クリーンランド総務課
2115	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、採用時の職種による性別の偏りをなくすため、女性受験者の増加を促し、女性職員、女性教職員の幅広い採用を進める。	人事課、教職員課
2116	各種会議やプロジェクトへの女性職員、女性教職員の参画を進める。	人権政策課、教職員課
2117	女性活躍推進法に基づき、性別に偏った職域拡大、職務分担とならないよう、女性職員、女性教職員の能力や資質に応じた配置を進める。	人事課、教職員課、 クリーンランド総務課
2118	研修等の充実や受講機会の拡大に取り組み、女性職員の能力開発とキャリアアップを支援する。	人事課、教職員課、 クリーンランド総務課
2119 （3141）	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。	すてっぷ

２）事業所における方針の立案・決定過程への女性の参画拡大【重点的に取り組む施策 ★7】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2121	「女性活躍推進法」の趣旨などを踏まえ、事業所における、経営・運営等の方針決定過程への女性の参画拡大について、事業者への働きかけや情報提供、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課
2122	市関連の委託事業者等への女性の参画拡大の働きかけや啓発を進める。	人権政策課、経営戦略課、契約検査課
2123	事業所等に向けて、「女性活躍推進法」による一般事業主行動計画の策定を働きかける。	人権政策課、産業振興課
2124 (3115)	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。	すてっぷ

３）地域・団体等における女性の参画拡大

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2131	地域で活動する団体やグループの運営方針決定への女性の参画・リーダー育成について働きかけや周知啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ、コミュニティ政策課、地域共生課、人権平和センター、公民館

４）女性の参画拡大等に関わる情報提供の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2141	女性の参画拡大等に関わる図書や資料等の収集・提供を充実する。	すてっぷ、読書振興課
2142 (1422)	男女共同参画を進めるための教材・情報等を教育現場へ提供する。（再掲）	人権政策課、すてっぷ、学校教育課

2　多様な働き方への支援

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保や女性の就業生活における活躍に向けた取組みや、職場におけるハラスメントの防止、関連する法制度等に関する啓発および情報・学習機会の提供など、働き続けやすい雇用環境の整備を促進します。

また、就職や再就職、起業、キャリアアップなど、女性の多様な生き方・働き方へのニーズに寄り添い、就労に向けたスキルアップから就労支援、継続への支援などに取り組みます。

1）働き続けやすい雇用環境づくりに向けた啓発、情報提供【重点的に取り組む施策 ★8】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2211	市民・労働者や事業所等に向けて、「男女雇用機会均等法」等雇用や職場での男女平等の推進に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2212	市民・労働者や事業所等に向けて、働く場でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントをはじめ、男性の育児休業取得等に関するハラスメントなど、各種ハラスメントの防止に向けた学習および啓発、具体的かつ効果的な情報提供を進める。	すてっぷ、産業振興課
2213	市民・労働者に向けて、パートタイム労働や派遣労働に関わる制度の周知を図り、労働条件や雇用の安定等についての啓発を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2214	市民・労働者や事業所等に向けて、母性保護への理解や健康管理、働く場でのメンタルヘルスなどに関する啓発や予防対策を進める。	すてっぷ、くらし支援課、医療支援課、おやこ保健課
2215	事業所等において女性が能力を発揮するための積極的取組みである「ポジティブ・アクション」を進めるための啓発を行う。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
2216 (2312)	在宅ワークやテレワークなど、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、事業所へ多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。	すてっぷ、産業振興課、くらし支援課

2）女性の就労支援【重点的に取り組む施策 ★9】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2221 (3121)	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、福祉事務所
2222 (3122)	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課
2223 (3123)	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2224 (3124)	女性の就労支援のための相談対応を進める。	すてっぷ、くらし支援課
2225 (3125)	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。	くらし支援課
2226 (3126)	女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

3　ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所・企業との連携、働きかけなどを通じ、経済情勢や「新しい生活様式」を踏まえた多様で柔軟な働き方への見直しとともに、関連する法制度の定着・活用を促進します。

また、ライフスタイルに応じた多様な保育サービスや子育て支援、介護サービス等の充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護等への参画を積極的に促進します。

さらに、市が市民や事業所のモデルケースとなるよう、市職員等が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

1）事業所による働き方改革の推進への支援【重点的に取り組む施策 ★10】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2311	男性中心型労働慣行、長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、事業所が取り組みやすくなるよう、事例などの具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、産業振興課、くらし支援課
2312 (2216)	在宅ワークやテレワークなど、多様で柔軟な働き方の推進に向けて、事業所へ多様な働き方について、事業所等への情報提供を行う。（再掲）	すてっぷ、産業振興課、くらし支援課
2313	仕事と生活の両立に向け職場の環境整備を図るため、事業者等に「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」の趣旨、育児・介護休業制度等の活用についての具体的かつ効果的な情報提供、働きかけ、啓発を進める。	人権政策課、契約検査課、産業振興課、くらし支援課、おやこ保健課
2314	労働者に対して、仕事と子育て・介護・看護の両立のための法律や具体的制度、技術等の情報提供を進める。	すてっぷ

2）仕事と家庭生活等の両立を支える子育てサービスの拡充

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2321	仕事と家庭生活等の両立を支えるための保育サービスの充実を図る。	こども政策課、学び育ち支援課
2322	仕事と家庭生活等の両立のための保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ維持をめざし、施設整備や多様な施策に取り組む。	こども政策課
2323	仕事と家庭生活等の両立を支えるための一時保育、延長保育、休日保育、病児保育など多様な保育サービスを提供する。	こども事業課
2324	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施し、地域での子育て支援ネットワークを充実する。	こども支援課
2325	登校時間前や放課後の子どもの居場所づくり事業を推進する。	学校施設管理課、学び育ち支援課
2326	育児の孤立感や不安、子育ての悩みに、男女共同参画の視点を加味し、子どものライフステージごとに支援が途切れないように、また、子どもと家庭それぞれに対して相談支援を行う。	すてっぷ、おやこ保健課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、児童生徒課
2327	子育ての交流事業を充実し、子育てグループのネットワークを形成し、地域における子育て支援の充実を図る。	おやこ保健課、子育て支援センターほっぺ、 こども事業課
2328	子育てに関わる学習機会の提供や情報提供を進める。	おやこ保健課、子育て支援センターほっぺ、こども事業課、学び育ち支援課、公民館、読書振興課
2329 (3211)	ひとり親家庭の母子･父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
23210	市が主催する講座、イベント等に子育て期の男女が容易に参加できるよう一時保育の場を確保する。	人権政策課

3）仕事と家庭生活等の両立を支える介護サービスの推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2331	介護保険サービスの充実と利用促進のための周知を図る。	長寿社会政策課
2332	介護離職を防ぐため、支援ニーズに対応できるよう、家族介護者への支援の充実を図る。	長寿安心課
2333	高齢者とその家族が課題を抱えながらも自宅で安心して暮らしていくことができるよう、地域全体で支援するためのネットワークづくりを図る。	長寿安心課

４）男性の家事・育児・介護等や地域活動への参画の促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2341	男性が家事・子育て・介護・看護に参画することの重要性を広めるため、男性への子育て・介護・看護に関わる情報提供、啓発を推進する。	すてっぷ
2342	子育てに関わる行事・イベント等の情報提供、啓発を推進することで男性の育児への参画を促進する。	すてっぷ、おやこ保健課、こども政策課、子育て支援センターほっぺ、児童発達支援センター、こども事業課、学び育ち支援課、学校教育課
2343	子育てや介護等に参画する男性等によるグループづくりや運営支援を通じて活動の活性化を図る。	すてっぷ、長寿安心課
2344	男性の自立した生活を促すための情報提供、学習機会の提供を推進する。	公民館
2345	地域活動への男性の参画を促すための啓発、情報提供を推進するとともに、実践につなげる機会・仕組みの充実を図る。	すてっぷ、読書振興課

５）市役所における男女共同参画の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
2351	「次世代育成支援対策推進法」や「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭生活が調和できるよう、育児・介護休業の取得しやすい、また職場復帰しやすい職場の環境を整備する。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2352	「働きやすい職場づくり」を進めるため、旧姓使用の選択を可能とする制度の運用を図る。	人事課
2353	変則勤務の多い医療従事者の確保と離職防止のため、院内保育所の運営や保育時間の延長を行う。	市立豊中病院総務課
2354	「女性活躍推進法」による特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職員意識の向上とともに、働き方を見直す取組みを進める。	人事課、職員課、教職員課、クリーンランド総務課
2355	男性職員、男性教職員に対する育児・介護休業制度に関する啓発とともに、各種制度の利用に向けた支援に取り組む。	職員課、教職員課、クリーンランド総務課

推進のための指標

	指標項目		策定時（令和３年度）	改定時（令和８年度）	目標値（令和 13 年度）
成果指標	待機児童数 ★8		0人	10 人	0 人
	審議会等の女性委員の割合 ★6		31.5%	34.7%	40%以上 60%以下
	女性委員のいない審議会等の数 ★6		0会議	1 会議	0 会議
	豊中市議会議員の候補者に占める女性の割合★6		20.0%(R2)	25%(R7)	35%以上
	市の各役職階級者に占める女性の割合	①課長級以上	24.4%(R2)	25.5%(R7)	30% (R12)
		②課長補佐級	32.4%(R2)	34.1%(R7)	38% (R12)
		③係長級	46.8%(R2)	49%(R7)	50% (R12)
	市の学校の教頭以上に占める女性の割合	①校長	32.7%	36.3%(R7)	40% (R12)
		②教頭	40.6%	40.6%(R7)	40% (R12)
	新市の男性職員育児休業取得率（２週間以上）（再掲）★5		-	令和8年度より	100% (R11)
	市の男性職員の配偶者の出産に伴う休暇取得（再掲）★5		92.4%(R2)	98.6%(R7)	100% (R11)
	自治会やＮＰＯなどの地域活動・社会活動の場で、男女が平等になっていると思う人の割合（男女別）	女性	27.9%※1 (R2)	30.9%※2 (R7)	50%以上 (R12) 男女間の意識の乖離を縮小する
		男性	42.8%※1 (R2)	40.2%※2 (R7)	
	平日・休日に家事・育児・介護等をほとんどしない男性の割合（平日・休日の家事、育児、介護等に要する時間を「ほとんどない」と回答した男性の割合）	平日	33.9%※1 (R2)	28.0%※2 (R7)	平日・休日とも 15%以下(R12)
		休日	31.1%※1 (R2)	23.5%※2 (R7)	
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先したいと回答した人の「希望-現実」のスコア差 ★10	女性	+10.4※1 (R2)	+7.7※2 (R7)	希望と実現の差を縮める（スコア差を0に近づける） (R12)
		男性	+13.3※1 (R2)	+11.3※2 (R7)	
	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合（「感じる」「まあまあ感じる」の合計）★10	就学前	45.9%※3 (H30)	56.6%※4 (R5)	65.0% (R10)
		小学生	53.3%※2 (H30)	57.5%※4 (R5)	65.0% (R10)
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組みを実施している市内事業所の割合 ★10		69.9%※1 (R2)	80.3%※2 (R7)	90%(R12)

指標項目		策定時 （令和３年度）	改定時 （令和８年度）	目標値 （令和 13 年度）
活動指標	両親教室参加組数（再掲）	36組(R2)	500組(R7)	520組
	新女性活躍推進事業者の認証事業者数	―	25 事業者 (R7)	75事業者
	新すてっぷの「女性活躍推進拠点コーナー」利用者数	―	令和8年度より	モニタリング指標

※1　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和２年度(2020年度)）
※2　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和７年度(2025年度)）
※3　豊中市「子育ち・子育て支援に関するニーズ調査」（平成30年度(2018年度)）
※4　豊中市「子育ち・子育て支援に関するニーズ調査」（令和５年度(2023年度)）

基本目標３　すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する

本市では、基本目標３の２を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第８条３項に基づく市町村基本計画（困難女性支援基本計画）として位置づけています。

男女共同参画社会を実現していくためには、性別はもとより、一人ひとりが自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮でき、困難な状況に置かれた場合も包括的な支援が受けられる環境・体制が必要となります。

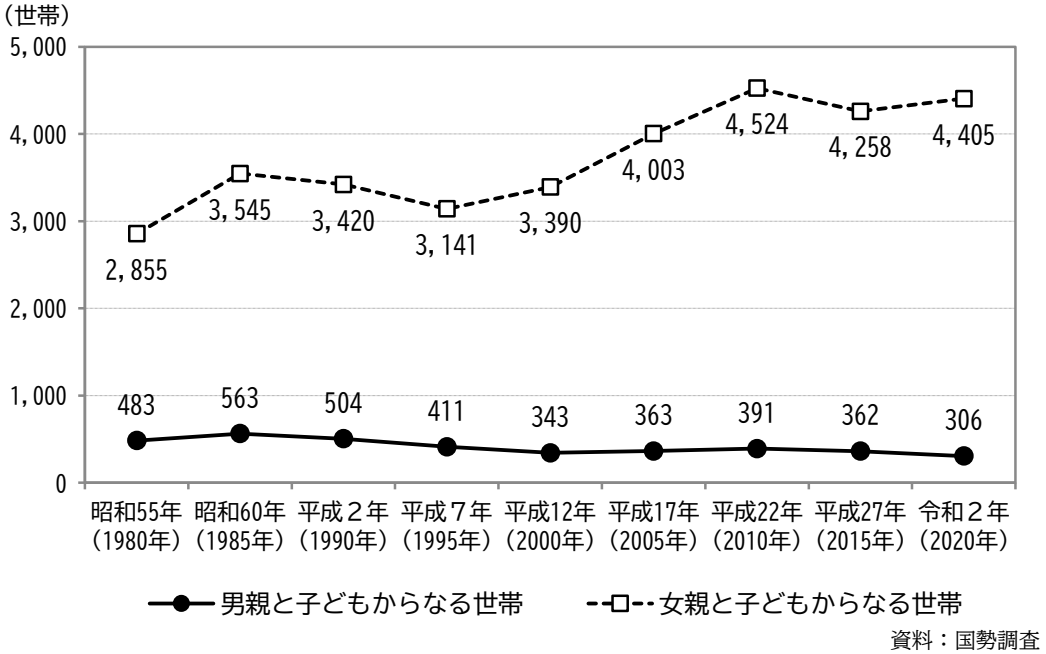
本市では、18歳未満のこどもがいるひとり親家庭世帯は増加傾向にあります。また、生活保護を受給している高齢者世帯は近年では横ばい傾向となっており、生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合は６割程度で推移しています。【図表3-1、3-2】

このようななかで、社会経済情勢の変化とともに、生活することに困難さを抱える人が増加しています。特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人等は厳しい状況に置かれることが多く、さらに女性であることでより困難な状況に置かれる場合があることから、それぞれ実情に応じたきめ細やかな支援、分野等を超えた包括的な支援が必要となっています。

加えて、近年では大規模災害が多発しており、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないような配慮が求められています。【図表3-3】

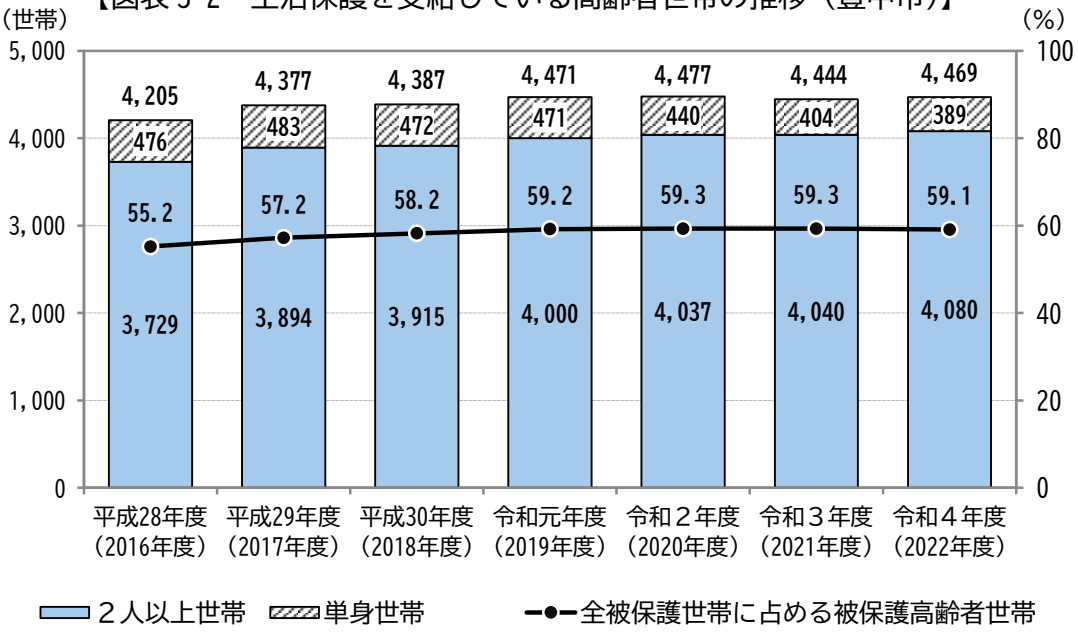
このような状況を踏まえ、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、その人が本来持つ力を引き出し、高めること（エンパワーメント）への支援に取り組みます。また、困難を抱える人々への切れめのない支援、「人生100年時代」を見据えた生涯を通じた健康支援などに取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・災害対応などに取り組み、すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備していきます。

【図表3-1　18歳未満の子どもがいる母子家庭世帯と父子家庭世帯の推移（豊中市）】



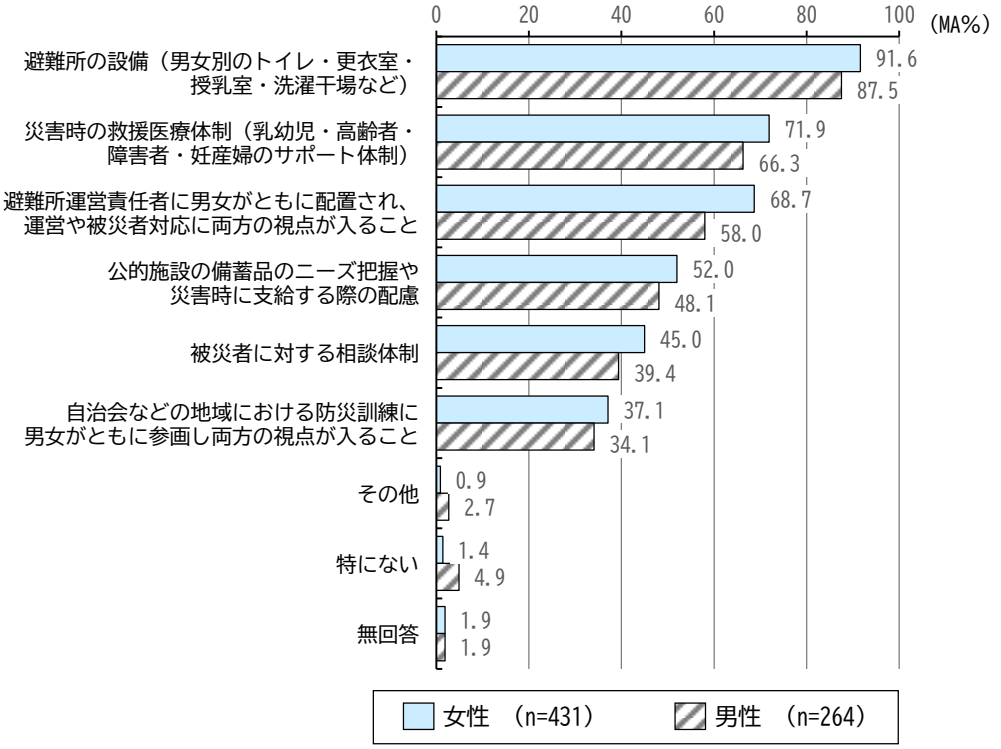
資料：国勢調査

【図表 3-2　生活保護を受給している高齢者世帯の推移（豊中市）】



資料：豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）

【図表 3-3　防災対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うこと】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

1　エンパワーメントへの支援

性別、年齢、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、すべての人が自己決定して生き方を選択して生活できるよう、それぞれの状況や抱える課題、目標に応じて、自立への力を育むためのエンパワーメントの機会を確保します。

1）子ども・若者の生きる力を育むための支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3111	「豊中市子ども健やか育み条例」および子どもの人権についての周知・啓発を通じ、子どもの人権意識を育みつつ、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることを伝える。	こども政策課、 こども事業課、児童生徒課、 国際交流センター
3112	学校園において、子どもの非認知能力を育むとともに、保育、教育、福祉、保健等の関連する分野が中長期的な視点で連携しながら子どもの生きる力を育む。	こども事業課、学校教育課
3113	さまざまな主体が子ども・若者のために同じ方向性をもって子どもの居場所づくりに包括的に取り組むことで、さまざまな課題を抱えた子どもの育ちを支える。	人権平和センター、 国際交流センター、 こども支援課、 青少年交流文化館いぶき
3114 (1425)	性別にとらわれず自由に進路や職業を選択し、社会人として自立できる力をつけるため、職業観の教育や進路指導などのキャリア教育を実施する。（再掲）	学校教育課
3115 (2124)	性別にかかわらず、組織等の中で意思決定過程への参画を可能とするマネジメント能力等を養うための学習機会を提供する。（再掲）	すてっぷ
3116	子ども自身が身を守るために必要な情報の提供および教育を充実する。	くらし支援課、保健安全課
3117	自分らしい生き方を選択できるよう、将来の生き方について考える機会を提供する。	こども政策課
3118 (3215)	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。	くらし支援課、 青少年交流文化館いぶき、 国際交流センター

2）女性の就労支援【重点的に取り組む施策 ★9】（再掲）

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3121 (2221)	女性の職業能力を高めるため、技術習得や資格取得につながる講座等の学習機会を提供する。（再掲）	すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、福祉事務所
3122 (2222)	女性のための職業意識や職業観の形成、再就職、キャリアアップ等継続就業を支援する学習機会を提供する。（再掲）	すてっぷ、くらし支援課、 子育て給付課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3123 (2223)	起業を志す女性のための学習機会や情報、場を提供する。(再掲)	すてっぷ、産業振興課、国際交流センター
3124 (2224)	女性の就労支援のための相談対応を進める。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課
3125 (2225)	多様な事情に応じて働く場や仕事が確保できるよう、求人情報の収集と求職者への紹介を行う。(再掲)	くらし支援課
3126 (2226)	女性の就労支援に向けて、労働についての情報や学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課

3）就労に必要な能力の習得支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3131 (3214)	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3132	高齢者の介護予防・自立支援、今後の社会の活力の維持につなげていくため、高齢者の多様な就労を支援する。	くらし支援課、福祉事務所

4）政策・方針の立案・決定過程参画に向けての人材育成の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3141 (2119)	女性が市政に関心を持ち、積極的にかかわれるよう、女性の人材育成のための学習機会を提供する。(再掲)	すてっぷ

5）エンパワーメントや男女共同参画推進に関するグループ・ネットワークづくり

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3151	互いの力を高め合うため、共通の課題・目標を持つ個人のグループ化を支援する。	すてっぷ、国際交流センター、こども安心課、青少年交流文化館いぶき
3152	男女共同参画社会の実現に貢献する団体・グループ等に対し、情報提供や助成を行い、交流を通じたネットワークの形成を図り、継続的な活動支援を行う。	すてっぷ

６）エンパワーメントのための学習機会・情報の提供とデジタル技術の利活用の推進・促進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3161	エンパワーメントに向かうための気づきを促す学習機会・情報の提供を充実させ、各種相談業務との連携を強化する。	すてっぷ
3162	デジタル技術の活用支援や各種講座等を通じて、市民の情報リテラシーの向上やデジタルデバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術の利用機会の格差)の是正・解消に取り組む。	すてっぷ、デジタル戦略課、公民館

2　さまざまな困難を抱える人々への支援

生活上の困難に直面する女性などをはじめ、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等の支援が必要な人・生きづらさを抱える人などが地域で安心して暮らすことができるよう、多様な支援や各種制度・サービスの充実、環境の整備に取り組みます。

また、一人ひとりに寄り添った支援に向けて、包括的な支援体制を構築・強化していきます。

1）生活上の困難を抱える人々への支援【重点的に取り組む施策 ★11】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3211 (2329)	ひとり親家庭の母子･父子が充実した生活を送ることができるよう住宅、就労、医療給付など、さまざまな支援を通してセーフティネットの充実を図る。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、子育て給付課、住宅課
3212	貧困状態にある世帯の子どもがおかれる状況を踏まえ、多機関・多職種と連携しながら、切れめのない支援・子どもの貧困対策に取り組む。	こども政策課、子育て給付課、こども安心課、くらし支援課、国際交流センター
3213	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進める。	くらし支援課
3214 (3131)	年齢、身体的機能、家族構成、就労経験などの理由により就労が実現できず、就職に向けた支援を必要とする人に、相談や各種講座、職業紹介などの支援を行う。(再掲)	すてっぷ、くらし支援課、福祉事務所、子育て給付課
3215 (3118)	困難や生きづらさなどを有する若者が社会で生きる力を育むため、それぞれの状況に応じた段階的な支援に取り組む。(再掲)	くらし支援課、 青少年交流文化館いぶき、 国際交流センター

2）高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備【重点的に取り組む施策 ★12】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3221	高齢者や障害者、外国人等が安心して生活できるよう自立に向けた支援やサービス･制度等の提供を通して、セーフティネットの充実を図る。	人権平和センター、 国際交流センター、 くらし支援課、長寿安心課、 障害福祉課、地域共生課
3222	在住外国人に対して、ライフステージに応じた多言語による情報提供、相談支援・対応等の充実を図る。	人権政策課、 国際交流センター
3223	コミュニケーションや生活をより豊かにしていくため、識字教育の充実を図る。	人権平和センター、 国際交流センター、 社会教育課、公民館

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3224 （1233）	ＬＧＢＴをはじめとする性的マイノリティが抱える課題の解決に向けて、豊中市パートナーシップ宣誓証明制度の周知や、当事者や家族などが気軽に相談できる環境づくりを推進する。（再掲）	人権政策課、医療支援課、こども安心課
3225 （3322）	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。	医療支援課

３）複合的な問題を抱える女性への支援【重点的に取り組む施策 ★13】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3231	複合的な問題を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しながら、課題や心身の状況に応じて、相談から自立まで切れ目なく、寄り添う伴走型の支援を行う。	人権政策課、すてっぷ
3232	女性総合相談支援窓口をはじめとする、さまざまな相談窓口について、支援を必要とする人へ確実に届くよう、効果的な広報や情報発信を行い、相談しやすい環境づくりを進める。	人権政策課、人権平和センター、すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課 広報戦略課、地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、おやこ保健課、こども安心課、子育て給付課、 市立豊中病院医事課、 市立豊中病院総務課
3233	複合的な問題を抱える女性への支援が途切れることがないよう、庁内関係部署や関係機関、民間団体との連携を強化し、個別ケース検討会議等を活用しながら支援体制の充実を図る。	人権政策課
3234	複合的な問題を抱える女性が家庭環境等により支援を必要とする場合に、民間団体等と連携しながら安心して過ごせる居場所の提供とともに、自立に向けた支援を行う。	人権政策課

４）人権侵害の相談・救済の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3241	男女共同参画を阻害する要因による人権の侵害に関わる相談対応を行う。	人権平和センター、 すてっぷ、 国際交流センター
3242	相談関連機関の相談員の研修を実施する。	人権政策課
3243	人権侵害に関する相談関連機関の連携を進める。	人権政策課
3234	男女共同参画苦情処理制度によって、人権侵害の救済を進める。	人権政策課

５）包括的な支援体制の構築・強化

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3251	地域福祉に関する既存の会議体･ネットワークなどの見える化を進めるとともに､地域での支え合いやネットワーク等の充実を図る。	地域共生課、長寿社会政策課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、くらし支援課
3252	さまざまな困難を抱える人などを地域で孤立させないよう､身近な地域での理解の促進や見守り活動などによる「気づき」を促進する。	地域共生課、人権政策課、すてっぷ
3253	当事者等が相談しやすい仕組みの検討･構築､相談に関する重層的なネットワークの構築･強化とともに､複合的な課題への対応に向けて総合相談体制の整備･強化に取り組む。	地域共生課、長寿安心課、障害福祉課、子育て支援センターほっぺ、くらし支援課、福祉事務所

６）相談員の資質の向上

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3261	性による差別と他の差別を複合的に受けているケースに対応する相談員､職員の資質の向上に向けた研修を進める。	人権政策課、人事課

3　生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体について正しく理解するとともに、女性は妊娠や出産の可能性があり、その心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、ライフステージごとの課題に応じた支援に取り組みます。

また、すべての人が生涯いきいきと心身とも健康で豊かに暮らすことができるよう、一人ひとりの自発的な健康づくりを支援します。

1）女性の健康対策の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3311 (1211)	からだと性に関する正しい情報提供を行い、互いの性を尊重し合うことができるよう啓発を進める。(再掲)	すてっぷ、健康危機対策課、おやこ保健課
3312	妊娠、周産期において妊産婦・乳幼児が健康を保持できるよう支援を行う。また、不妊症（男性不妊を含む）や不育症への支援を行う。	おやこ保健課
3313	子宮頸がん検診、HPV ワクチン、乳がん検診などの受診の周知を行うとともに、女性特有の心身の健康問題などに関する相談支援、正しい知識などの啓発や情報提供を行う。	健康推進課、 健康危機対策課、 市立豊中病院総務課、 市立豊中病院医事課

2）一人ひとりの健康づくりの支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3321	健康づくりに関する意識啓発や定期的な健康診査の受診勧奨などを通じて、市民の主体的な健康づくりを促進する。	健康推進課
3322 (3225)	ライフステージに応じたメンタルヘルスに関する取組みを推進する。(再掲)	医療支援課

４　防災・災害対応時における男女共同参画の推進

地域防災に関する方針の立案・決定過程への女性の参画拡大を進めるとともに、地域の自主防災組織など防災の現場への女性の参画を促進します。

また、平常時から非常時、復興時までの各段階において、男女共同参画の視点を反映した取組みを進めます。

１）男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対応の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
3411	地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進める。	人権政策課、危機管理課
3412	地域防災活動などに女性の視点を反映すること、そのために女性の参画が必要であることなどについて、自主防災組織や防災関係者への情報提供・啓発を実施する。	危機管理課
3413	男女共同参画の視点を踏まえた地域住民主体による自主防災活動や要配慮者に対する取組みなどを支援する。	危機管理課
3414	災害時の指定避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点または性的マイノリティに配慮する視点等を踏まえた運営を努める。	危機管理課
3415	災害時における女性の悩み･暴力に関する相談サービスを提供する。	すてっぷ

推進のための指標

	指標項目		策定時（令和３年度）	改定時（令和８年度）	目標値（令和 13 年度）
成果指標	地域就労支援センターで受けた相談のうち、過去１年間で就労に結びついた人の割合 ★9, 11	女性	105 人 11.6%(R2)	29.9% (R7)	男女とも 30%
		男性	89 人 8.4%(R2)	23.4% (R7)	
	女性に関するがん検診の受診率	乳がん検診	45.0%※1 (H28)	48.4%※2 (R4)	50%以上 (R16)
		子宮がん検診	40.7%※1 (H28)	40.4%※2 (R4)	45%以上 (R16)
活動指標	新女性総合相談支援窓口における相談件数★13		―	1,182件 (R7)	1,800件
	ＣＳＷ（コミュニティソーシャルワーカー）相談支援件数		1,048件 (H31)	560件 (R7)	1,080 件 (R12)
	ひとり親家庭への子育て・生活支援（母子父子福祉相談延べ件数）★11		1,398件 (R2)	1,362件 (R7)	1,495 件

※1　豊中市「豊中市健康づくり計画市民アンケート調査」（平成28年度(2016年度)）
※2　豊中市「豊中市食と健康に関するアンケート調査」（令和５年度(2023年度)）

基本目標４　あらゆる暴力を根絶する

本市では基本目標４の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第２条の３第３項に基づく市町村基本計画（ＤＶ対策基本計画）として位置づけています。

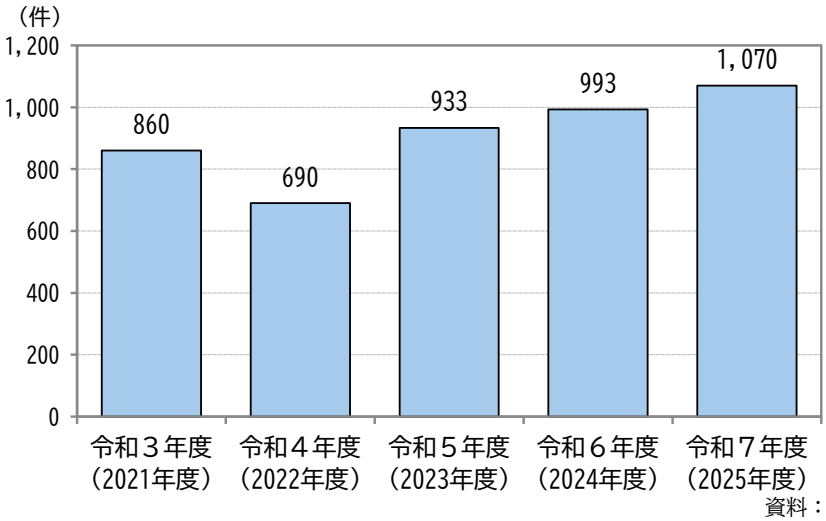
配偶者等からの暴力（ＤＶ）や性犯罪は、個人の尊厳を傷つける人権侵害であり、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現をめざすうえで、配偶者等からの暴力（ＤＶ）や性犯罪などあらゆる暴力の根絶は克服すべき課題となっています。

本市の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は令和４年度(2022年度)以降増加傾向となっており、令和７年度(2025年度)には1,070件となっています。【図表4-1】

また、アンケート調査をみると、男性に比べて女性の暴力被害経験が高くなっています。また、暴力行為に対する認知が十分ではなく、ＤＶを受けた経験がある女性の４割近く、男性の半数近くは「相談しようとは思わなかった」と考えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから」が男女とも４割以上を占めていることから、被害を受けた認識の低さが相談につながらない大きな要因になっていることがわかります。【図表4-2、4-3、4-4】

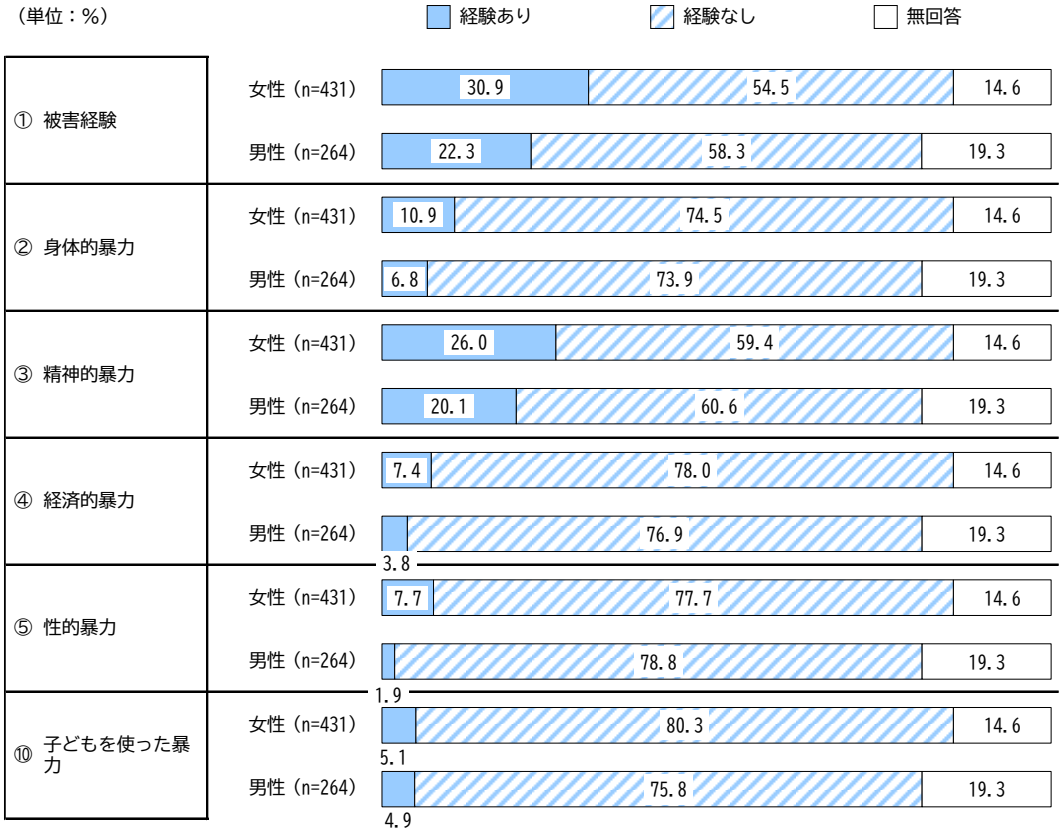
このような状況を踏まえ、一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を許さない意識を持つための意識づくり、被害者を迅速に適切な支援へと結びつけるための相談支援体制の充実、関係機関や民間団体等の連携強化などに取り組み、あらゆる暴力の根絶をめざします。

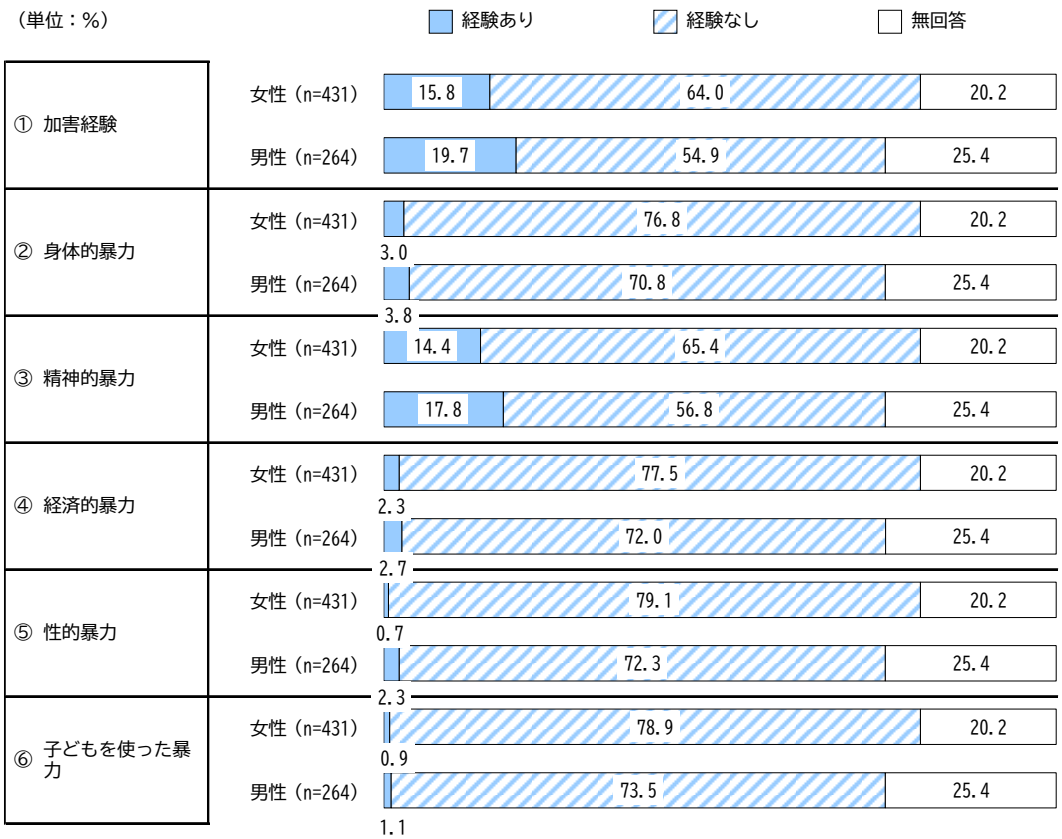
【図表 4-1　配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数】



資料：市政年鑑

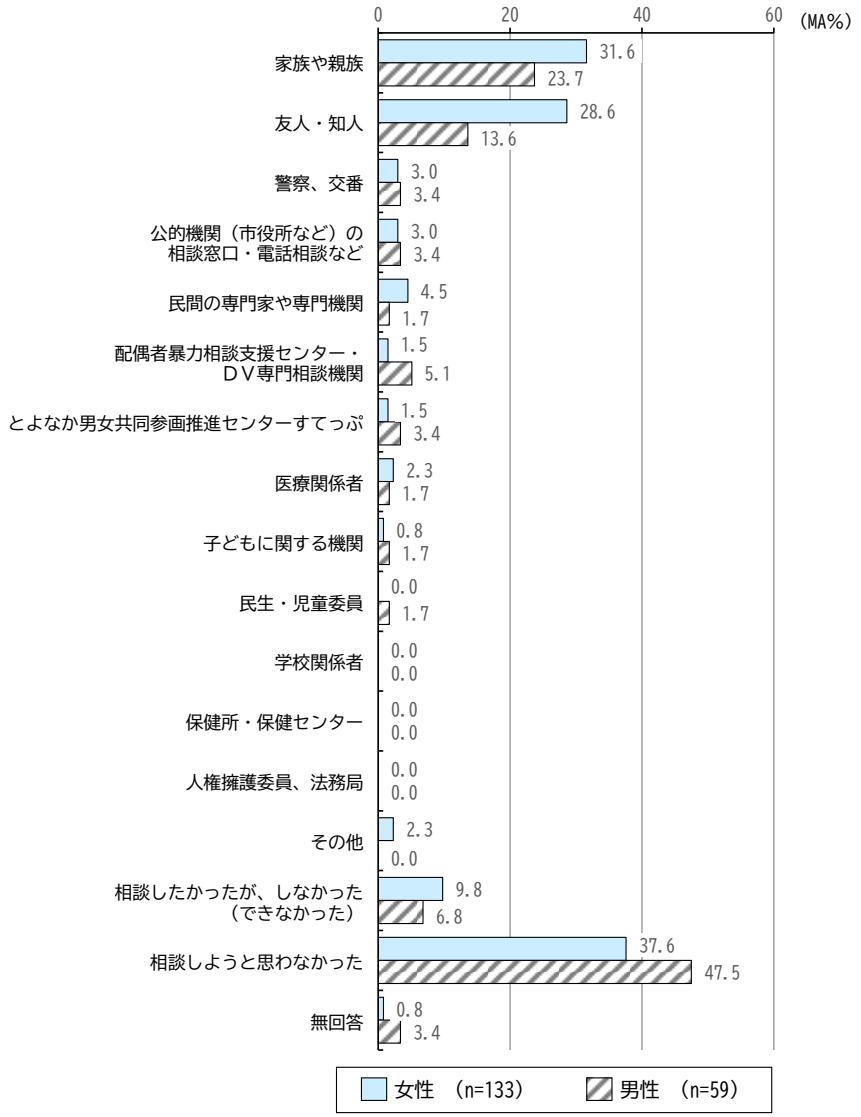
【図表 4-2　ＤＶの被害・加害経験】





資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

【図表 4-3　ＤＶを受けたときの相談状況（受けたことがある方のみ）】



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

【図表 4-4　ＤＶを受けたときに相談しなかった理由（前回調査との比較）】

(MA%)

		n	相談するほどのことではないと思ったから	自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから	他人を巻き込みたくなかったから	相談してもむだだと思ったから	自分にも悪いところがあると思ったから	自分が受けている行為が暴力とは認識していなかったから	どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから	恥ずかしくてだれにも言えなかったから	相談することで自分が傷つきたくなかったから	世間体が悪いと思ったから
女性	今回調査	63	42.9	27.0	22.2	22.2	12.7	20.6	15.9	9.5	12.7	7.9
	前回調査	67	43.3	26.9	23.9	28.4	20.9	10.4	9.0	14.9	11.9	11.9
	スコア差		-0.4	+0.1	-1.7	-6.2	-8.2	**+10.2**	+6.9	-5.4	+0.8	-4.0
男性	今回調査	32	46.9	21.9	28.1	15.6	31.3	12.5	15.6	21.9	3.1	9.4
	前回調査	32	37.5	18.8	9.4	15.6	15.6	9.4	3.1	3.1	3.1	3.1
	スコア差		+9.4	+3.1	**+18.7**	0.0	**+15.7**	+3.1	**+12.5**	**+18.8**	0.0	+6.3

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート結果報告書」（令和８年３月）

１　ＤＶを許さない社会づくり

ＤＶを防止していくためには、一人ひとりが、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持つことが重要となります。ＤＶ被害を受けていることを認識しておらず、相談に至らないケースもあることからも、ＤＶについての認識を深めていくための周知・啓発、情報提供の充実に取り組みます。

周知・啓発にあたっては、外国人や障害者などあらゆる立場の人に情報が行き届くよう、適切かつ効果的な手段での情報発信に努めます。

また、交際相手からの暴力であるデートＤＶの問題を踏まえ、若年層へ特化した周知・啓発を行い、防止に向けて取り組みます。

１）ＤＶ防止に関する啓発と早期発見に向けた支援【重点的に取り組む施策 ★14】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4111	市民一人ひとりがＤＶとは何か（ＤＶにあたる行為とは何か）を認識し、ＤＶの防止策・対応策などについての理解を深めることができるよう、多様な広報媒体の活用や講座等の開催による普及・啓発に取り組む。また、あらゆる世代への効果的な啓発手段・手法を検討する。	人権政策課、すてっぷ、広報戦略課、読書振興課
4112	交際相手などからの暴力（デートＤＶ）の防止に向けて、市内中学校への出前講座や若年層を対象としたデートＤＶセミナーを実施するとともに、ホームページやＳＮＳなど多様な媒体を活用したＤＶやデートＤＶの防止に向けた啓発に取り組む。	すてっぷ
4113	学校や保育施設などにおける人権教育、人権保育を通して、お互いの人権を尊重し、暴力によらない問題の解決方法を身につけられるよう、ジェンダー平等教育の推進を図るための体制を整備する。また、教職員や保育士、保護者などを対象とした研修・啓発に努める。	人権政策課、こども事業課、学校教育課
4114	出前講座や啓発物の配布などを通して、自治会や民生委員・児童委員、ＰＴＡ、保護者会、事業所などへのＤＶに関する周知・啓発に努める。	人権政策課、産業振興課、地域連携課、地域共生課、障害福祉課、長寿安心課、こども事業課
4115	情報の多言語化や外国人向けのセミナーの開催、関連情報の点字化や、障害者施設へのリーフレットの設置等、ＤＶに関する情報が幅広く行き渡るよう、情報のバリアフリー化に取り組む。	国際交流センター、障害福祉課
4116	医療関係者や福祉関係者等に対し、ＤＶ防止ネットワーク会議などを通して、「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨や市施策等を周知し、被害者の早期発見、支援に結びつける。	人権政策課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4117	市立病院内において、職員に「配偶者暴力防止法」に基づく通報の趣旨を徹底し、被害者に対して相談窓口や緊急連絡先等、利用できる関係機関を紹介する等の情報提供に努める。	市立豊中病院医事課、 市立豊中病院総務課
4118	加害者を対象とした更生のための施策等、ＤＶの防止に向けた取組みについては、国や大阪府などにおける調査研究の情報収集に努める。	人権政策課
4119 (4216)	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。	人権政策課

２　相談体制の充実

ＤＶ被害者の支援にあたっては、被害者が安心して相談できる体制づくりが必要不可欠となります。被害者が迅速に適切な支援に結びつくよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者の特性を踏まえた対応ができるよう、相談担当者の資質や意識、対応能力の向上に取り組みます。

相談支援にあたっては、経済的な問題や子どもの問題など、ＤＶ被害者が複合的な課題を有しているケースにも適切な対応、支援ができるよう、分野を横断した包括的な相談支援体制の構築に努めます。

また、コロナ禍の状況等も踏まえ、メールやＳＮＳなどを活用した相談支援など、被害者の状況に十分配慮した安心・安全な相談環境の整備に取り組みます。

１）安心して相談できる体制づくり【重点的に取り組む施策 ★15】

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4211	配偶者暴力相談支援センターや警察などのさまざまな相談窓口について、被害者や被害者の身近な人にとってより相談しやすい窓口となり、相談することへの抵抗をなくすような理解を広めるよう、効果的な周知や情報発信に取り組む。	人権政策課、人権平和センター、すてっぷ、 国際交流センター、 広報戦略課、地域共生課、 障害福祉課、長寿安心課、 おやこ保健課、こども安心課、子育て給付課、 市立豊中病院医事課、 市立豊中病院総務課
4212	あらゆる人が相談しやすい環境づくりに向けて、ＳＮＳやオンラインなど、多様なコミュニケーションツールを活用した相談支援に取り組む。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 広報戦略課、障害福祉課、 保健安全課、こども安心課、 デジタル戦略課
4213	被害者が、障害者、高齢者、外国人などであることによって支援を受けにくいということにならないよう、障害福祉センターひまわり、とよなか国際交流センター、すてっぷをはじめ、関係部局や関係機関と連携しながら、情報提供、相談体制の充実に努める。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 人権平和センター、 障害福祉課、長寿安心課
4214	被害者の早期発見・早期対応と、複合・多様化するケースに対応するため、地域や関係機関と連携した分野横断的な相談支援体制を構築するとともに、各種会議等において、情報の管理・共有を図る。	人権政策課

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4215	ＤＶ相談の内容の複雑化や深刻化を踏まえ、相談業務や関連業務等に係る職員向けに、ＤＶの早期発見により被害を最小限に防ぐことや、ＤＶの理解不足から被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害の防止などについての、情報提供や研修に取り組む。また、相談担当者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点を踏まえ研修の機会および情報の提供に努める。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課、地域共生課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、医療支援課、おやこ保健課、こども安心課、こども援助課、子育て給付課、学務保健課、児童生徒課
4216 (4119)	配偶者暴力相談支援センターについて、多様な媒体を活用し、市民への周知を図るとともに、機能の向上に向けて取り組む。（再掲）	人権政策課

3　ＤＶ被害者の保護および自立支援

緊急にＤＶ被害者の保護が必要とされるケースについては、被害者が安全で安心して保護が受けられる体制が必要不可欠となります。

同伴する家族がいる人、障害者、外国人、医療を必要とする人等、あらゆる立場の人が安心して保護を受けられるよう、関係機関等と連携を図りながら、被害者や被害者の家族の状況に応じた受入体制の確保と情報管理の徹底に取り組みます。

また、被害者が自立して生活をしようとする際には、就労機会の確保や、住宅および生活費の確保に向けて支援するとともに、被害者や被害者の家族に寄り添った継続的な心のサポートに努めます。なお、被害者の安全と安心を確保する観点から、個人情報については適正な管理を徹底します。

１）緊急時における安全の確保

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4311	緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、大阪府の女性相談センターや警察、消防などの関係機関と連携しながら、必要に応じて同行支援も行い、大阪府の一時保護につなぐ。また、状況に応じて緊急一時保護事業を活用する。	人権政策課、 消防局救急救命課
4312	被害者や同伴する家族（子や親など）の状況に応じて、一時保護以外でも対応できるよう、必要に応じてケース検討会議を開催し、高齢者福祉施設や母子生活支援施設などの避難場所を提供できるよう、施設との協力・連携の強化に取り組む。	人権政策課、長寿安心課、 子育て給付課
4313 (4326)	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備･充実を図る。	人権政策課
4314 (4328)	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。	人権政策課、 国際交流センター、 障害福祉課
4315	生活のためのさまざまな施策をはじめ、制度の狭間にいる被害者への生活費等の貸付や給付制度等の支援、それらの支援に関する窓口や手続きなどについて情報提供を進める。	人権政策課、すてっぷ、 福祉事務所

２）自立支援の充実

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4321	複数の窓口でＤＶに関する辛い経験を説明する機会を最小限に抑えることで被害者の精神的負担を軽減するため、関係機関相互の連携を進めるとともに、状況に応じて関係機関への同行支援を行うことにより、切れ目のない支援体制の充実を図る。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、くらし支援課、市民課、福祉事務所、障害福祉課、長寿安心課、おやこ保健課、こども安心課、子育て給付課、学務保健課
4322	「支援措置対象者の情報管理に関する指針」に基づき、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う関係部局との連携を通じて、適正な個人情報の管理を徹底して行う。	人権政策課、法務・コンプライアンス課、税務管理課、市民課、選挙管理委員会事務局
4323	被害者の安全確保の観点から、被害者に対し、住民票の写しの発行制限に関する情報の提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、市民課
4324	生活支援や就労支援、住宅の確保、医療保険、年金、生活保護、子どもの保育、就学など、自立に向けて必要な制度、窓口、手続き等について情報提供を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター、人権平和センター、くらし支援課、福祉事務所、長寿安心課、保険相談課、子育て給付課、住宅課、学務保健課
4325	一時保護所等を退所する被害者が住宅を確保できるまでの間、一時的に利用できる住宅（ステップハウス）について、調査・検討、支援団体への働きかけを行う。	人権政策課
4326 （4313）	緊急時の相談から一時保護中のサポート、関係部局や関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援など、被害者の自立に向けて適切な支援を行うため、専門的な知識を持つ専門相談員の設置による支援体制の整備･充実を図る。（再掲）	人権政策課
4327	信頼関係にあるべき配偶者等からの暴力により、心に傷を負った被害者が心理的な安定を取り戻すには、加害者の元から避難した後も一定の期間を経る必要があることから、被害者が身近な場所で相談など心のサポートを受けながら地域での生活を送れるよう、長期的に切れめのない支援を行う。	人権政策課、すてっぷ、国際交流センター
4328 （4314）	被害者が障害者や外国人の場合、一時保護中や自立支援の際に、必要に応じて手話通訳者や外国語通訳者を派遣できる体制の整備・充実を図る。（再掲）	人権政策課、国際交流センター、障害福祉課
4329	自らの体験等を語り合い、気持ちを分かち合うための交流できるグループの場づくり、グループ活動のサポートを行う。	すてっぷ

コード	主な取組み	主な所管・実施課
43210	面前ＤＶ等により被害を受けた子どもを支援するため、子どもに関する相談窓口の情報提供などを行い、子どものメンタルケアの実施を図っていく。また、子どもの転校先や居住地等の情報について、厳重に取り扱い、子どもを暴力の危険にさらすことのないよう、教育関係機関との連携を強化する。	こども安心課、 子育て給付課、学務保健課、 児童生徒課
43211	被害者の同伴家族に障害がある場合や高齢者の場合には、対応できる施設の紹介や利用できる制度の情報を提供するほか、必要に応じて手話通訳者を派遣できる体制の整備を図る。	人権政策課、 国際交流センター、 障害福祉課、長寿安心課、 子育て給付課
43212	被害者のなかには、異性に対する恐怖心がぬぐえない人もいるため、被害者が要望する場合、同性の担当者が同席する等、適切な対応を行う。また、担当者の不適切な対応によって被害者がさらに傷つく二次被害を防止するため、必要に応じて専門相談員による同行支援に努める。	人権政策課、くらし支援課、 福祉事務所、障害福祉課、 長寿安心課、こども安心課、 子育て給付課、学務保健課

４　関係機関等との連携・協力

ＤＶの防止と被害者の早期発見・支援のためには、関係機関や民間団体が連携し、取り組む必要があります。ＤＶ防止ネットワーク会議をはじめとする既存の機会・仕組みを活用し、関係者間の連携をさらに強化するとともに、大阪府や他市町村、医療機関、民間団体や事業所等とも連携を図ります。

また、児童虐待と密接な関連があるとされるＤＶ被害者を適切に保護できるよう、児童相談所を含む関係機関の連携・強化による支援の強化を図ります。

１）関係機関・民間団体等との連携・協力

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4411	ＤＶ防止ネットワーク会議やケース検討会議の充実を図り、被害者にとって迅速かつ適切な支援の提供や、被害者支援に関する情報の共有と課題の解決に向けて、顔の見える横の結びつきをより深めていく。	ＤＶ防止ネットワーク会議の構成課
4412	他の自治体から豊中市に被害者を受け入れる際、被害者本人の同意を得たうえで、自治体や配偶者暴力相談支援センターと情報を共有することは、被害者が適切な行政サービスを受け、スムーズに自立していくために有効であるため、情報管理に十分留意しながら、今後とも関係機関との連携を図る。	人権政策課、福祉事務所
4413	被害者の支援が円滑に行えるよう、大阪府と府内の市町村で構成する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や「北摂ブロック男女共同参画施策担当課職員連絡協議会」に参加し、情報の収集や交換を行う。	人権政策課
4414	被害者への支援やＤＶに関する周知・啓発などは、公的機関だけで対応できるものではないため、ＤＶ問題、被害者支援などに取り組んでいる民間団体や地域の事業所との連携を図る。	人権政策課、すてっぷ、 国際交流センター、 障害福祉課、長寿安心課
4415	児童虐待と密接な関連があるとされるＤＶ被害者について、適切な保護が行われるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協力を推進する。	こども安心課、こども援助課、子育て給付課、人権施策課、

5　あらゆる性暴力への対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、児童への性犯罪など、性に起因する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

近年ではＳＮＳ等の普及や、コロナ禍の影響によるテレワークの導入、オンラインの活用などを背景に、性暴力の被害は一層多様化している状況も踏まえ、あらゆる性暴力に関する周知・啓発を行い、予防に向けて取り組みます。

１）セクシュアル・ハラスメント防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4511	雇用の場におけるセクシュアル･ハラスメントの防止促進と被害者への支援を行うとともに､テレワークやオンラインの場における新たなセクシュアル･ハラスメントについての周知・啓発を図る。	人権政策課、すてっぷ、くらし支援課
4512	教育、保育・療育機関におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施やポスターやチラシ等による啓発を実施する。	公立こども園地域子育て支援センター、児童発達支援センター、こども事業課、学校教育課、青少年交流文化館いぶき、教職員課、教育センター
4513	地域におけるセクシュアル･ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントに関する出前講座等を実施するとともに､被害者が相談しやすい機会づくりを進める。	人権政策課、すてっぷ
4514	市役所におけるセクシュアル･ハラスメントの防止に向けて、セクシュアル・ハラスメントについての研修等を実施するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談窓口を設置し、周知に努める。	人権政策課、人事課、市立豊中病院総務課、上下水道局総務課、教育総務課、教職員課、クリーンランド総務課

２）ストーカー等の防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4521	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による被害者への支援として住民票の写し等の発行制限を行う。	市民課
4522	市内の各所に防犯カメラ（暮らし安心･安全見守りカメラ）を設置し、地域における街頭犯罪や侵入等を未然に防止し､犯罪のない安心･安全のまちづくりを推進する。	危機管理課

３）児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止および被害者支援

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4531	有害サイトへのアクセス制御を実施するなど、有害環境を浄化するための活動を推進する。	デジタル戦略課、 教育センター、児童生徒課
4532	子育ての悩みや不安、子どもとの関係について保護者への相談支援や乳幼児等のいる家庭への訪問事業を行い、児童虐待の防止に取り組む。	子育て支援センターほっぺ、おやこ保健課
4533	児童虐待の予防と早期発見、早期援助に向けて、豊中市子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。	こども安心課
4534	子どもが性暴力の被害者にも加害者にもならないよう、幼少期からの年齢段階に応じた教育に取り組むとともに、子どものための相談窓口の周知を図る。	人権政策課、こども安心課、こども事業課、学校教育課

４）あらゆる暴力根絶のための啓発の推進

コード	主な取組み	主な所管・実施課
4541	あらゆる暴力の根絶に向けて、学習機会の提供や、広報媒体や図書資料等を通じた啓発を進める。	人権政策課、すてっぷ

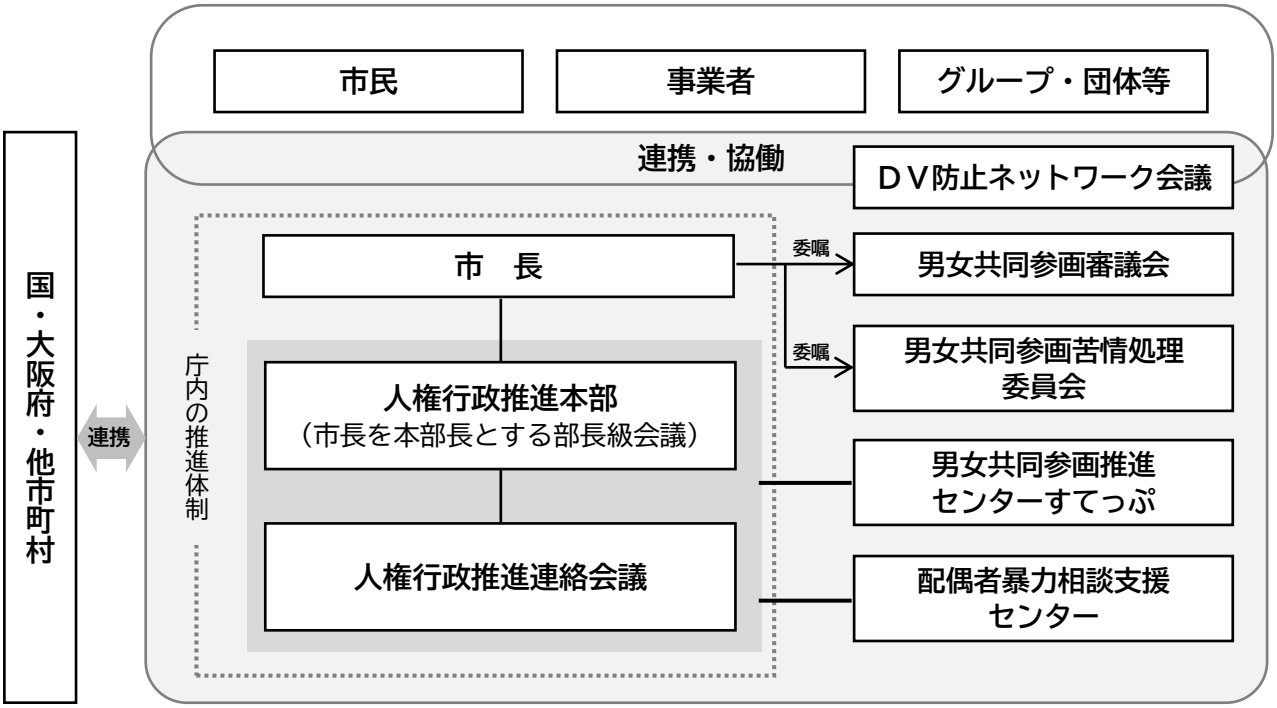
推進のための指標

	指標項目			策定時（令和３年度）	改定時（令和８年度）	目標値（令和 13 年度）
成果指標	ＤＶで次のような行為を「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した人の割合 ★13	①何を言っても長時間無視される	女性	37.1%※1 (R2)	48.7%※2 (R7)	90%以上 (R12)
			男性	28.7%※1 (R2)	32.2%※2 (R7)	
		②あなたの交友関係や電話、メールを細かく監視されたり、外出を制限される	女性	59.5%※1 (R2)	74.0%※2 (R7)	90%以上 (R12)
			男性	46.7%※1 (R2)	54.9%※2 (R7)	
		③あなたが見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	女性	69.3%※1 (R2)	78.9%※2 (R7)	90%以上 (R12)
			男性	58.3%※1 (R2)	67.0%※2 (R7)	
		④十分な生活費をわたさない	女性	58.2%※1 (R2)	68.2%※2 (R7)	90%以上 (R12)
			男性	46.9%※1 (R2)	51.1%※2 (R7)	
	ＤＶ被害を相談しなかった人の割合（「相談したかったが、しなかった（できなかった）」＋「相談しようと思わなかった」の割合）		女性	45.0%※1 (R2)	47.7%※2 (R7)	30%以下 (R12)
			男性	59.3%※1 (R2)	54.3%※2 (R7)	
	ＤＶに関する相談窓口に関する認知状況 ★14	①相談窓口として「豊中市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合（同センターの認知度）	女性	6.5%※1 (R2)	11.1%※2 (R7)	25%以上 (R12)
			男性	9.6%※1 (R2)	8.0%※2(R7)	
		②相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	女性	13.3%※1 (R2)	4.9%※2 (R7)	0%(R12)
			男性	16.4%※1 (R2)	4.9%※2 (R7)	
	セクシュアル・ハラスメントの防止の取組みを実施している市内事業所の割合			47.2%※1 (R2)	58.2%※2 (R7)	60%以上 (R12)
活動指標	新豊中市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 ★14			―	1,070件 (R7)	1,200件
	新女性総合相談支援窓口における相談件数（再掲）★13			―	1,182 件 (R7)	1,800 件

※1　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和２年度(2020年度)）
※2　豊中市「女性と男性がともに暮らしやすい豊中市をつくるためのアンケート」（令和７年度(2025年度)）

Ⅳ　計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、市の推進体制を充実するとともに、市民や事業者、グループ・団体等との連携・協働による取組みを進めます。



1　人権行政推進本部

「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の規定に基づき、人権文化が創造されたまちの実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市長を本部長とする人権行政推進本部を設置しています。この推進本部を中心にしながら総合的な人権施策の推進を図ります。

2　人権行政推進連絡会議

人権行政推進本部会議の下に、人権行政推進連絡会議を設置しています。この連絡会議を中心にしながら計画の着実な推進を図ります。

3　ＤＶ防止ネットワーク会議

ＤＶに関係する機関が相互に連携し、ＤＶの防止およびＤＶ被害者の支援のあり方等について検討することを目的として、ＤＶ防止ネットワーク会議を設置しています。このネットワーク会議等において、ＤＶ被害者に対する迅速かつ適切な対応・支援のための関係機関等との連携強化を図ります。

4　男女共同参画審議会

「豊中市男女共同参画推進条例」に基づいて、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市男女共同参画審議会を設置しています。この審議会にて、計画の進捗状況などを報告し、意見を受け、より効果的な推進を図ります。

5　男女共同参画苦情処理委員会

「豊中市男女共同参画推進条例」に基づいて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するため、所定の苦情等の申出を処理する公正・中立な機関として、豊中市男女共同参画苦情処理委員会を設置しています。相談、苦情処理、訴訟資金の貸付という、人権侵害救済の一連の制度の中における「男女共同参画苦情処理制度」の一層の周知を図ります。

6　男女共同参画推進センター

「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ」では、男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供をはじめ、性別に起因する人権の侵害や悩みなどに関する相談を行っています。また、市民活動の支援、交流の場の提供、講座等の開催および啓発の実施、調査および研究、施設の提供などの事業を実施しています。

今後も、本市における男女共同参画を推進する拠点施設として、事業の一層の充実を図ります。

7　配偶者暴力相談支援センター

「豊中市配偶者暴力相談支援センター」では、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者および同伴者の緊急時における安全の確保および一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供を行っています。また、その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助などを実施しています。

今後も、本市におけるＤＶに関する支援を推進する拠点機能として、事業の一層の充実を図ります。

8　男女共同参画に関する調査・研究

市民意識や市民ニーズなどを的確に把握し、今後の施策の推進に反映させるため、必要に応じて男女共同参画に関する意識調査、実態調査などを実施します。

９　市民、事業者、グループ・団体等との連携・協働

男女共同参画社会の実現には、市はもとより、市民、事業者、グループ・団体等の自発的、主体的な取組みが不可欠であり、これらの主体との連携・協働により男女共同参画を推進します。

10　国、大阪府、他市町村との連携

国では、国際社会の動きと連動しながら、省庁が一体となって施策を進めています。今後も、国をはじめ、大阪府、他の市町村と連携を図りながら男女共同参画を推進します。